

審議資料 1 - 8

2022/07/21 版

世田谷区地球温暖化対策地域推進計画

【2023（令和5）年度～2030（令和12）年度】

素案

世田谷区

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1－1 計画策定の背景・意義	1
1－2 世田谷区の特徴と今後の見通し	11
1－3 計画の枠組み	24
第2章 世田谷区の温室効果ガスの排出状況	27
2－1 対象とする温室効果ガス	27
2－2 温室効果ガス排出量の現状	28
2－3 温室効果ガス排出量の将来推計	32
2－4 前計画の評価と今後の方針性	34
第3章 計画の目標	38
3－1 世田谷区のめざす将来像	38
3－2 総量削減目標	39
3－3 個別削減目標	44
第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	45
4－1 区民の取組み	50
4－2 事業者の取組み	53
4－3 区の取組み（施策）	56
第5章 計画の推進、進捗管理	75
5－1 計画の推進体制	75
5－2 計画の進捗管理	77
資料編	78

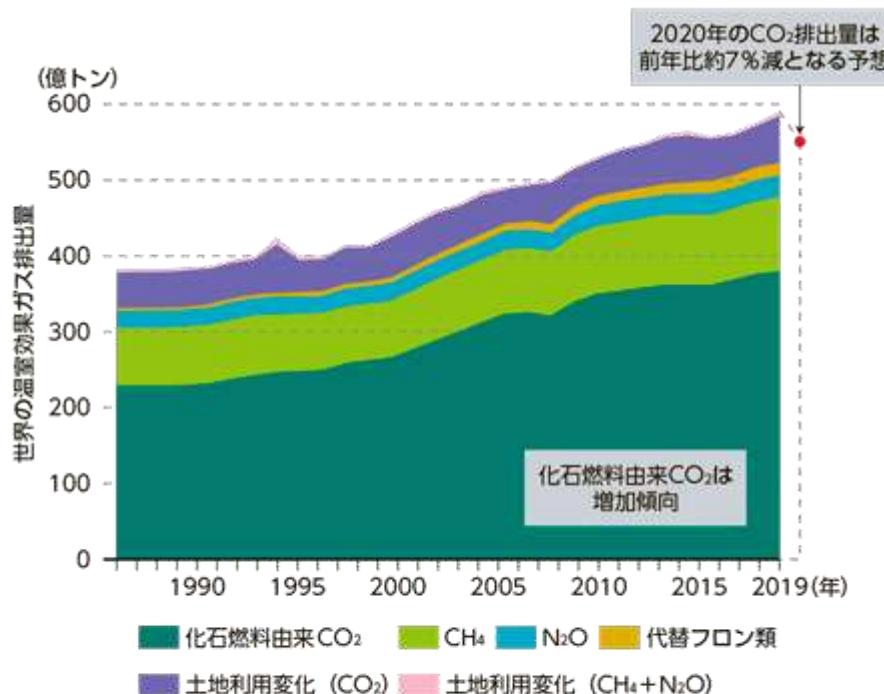
第1章 計画策定の基本的事項

1-1 計画策定の背景・意義

(1) 地球温暖化の仕組み

地球は太陽からのエネルギーを受けて暖められ、地表面から熱が放出されます。この熱を二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスが吸収することにより、地球の平均気温は15℃前後で保たれ、生物の生息・生育に好適な環境が維持されています。これを「温室効果」といいます。

18世紀後半に始まった産業革命以降、産業や生活のためのエネルギーとして、大量の化石燃料（石炭、石油等）を消費するようになりました。これと引き換えにCO₂などの温室効果ガスを大気中に大量に排出するようになり、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇を続けています。その結果、「温室効果」がこれまでよりも強くなり、地表面から放出された熱を大気が吸収する量が増え、地球全体の気温が上昇しています。この現象を「地球温暖化」と呼んでいます。



注：UNEP「Emissions Gap Report 2020」では、2020年の世界のCO₂排出量は、前年比約7%（2-12%の範囲）減となるだろうと述べられている。

資料：UNEP「Emissions Gap Report 2020」より環境省作成

図 世界の温室効果ガス排出量

出典：「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（環境省）

(2) 日本の温室効果ガス排出量の推移と内訳

日本の温室効果ガス排出量は、2019年度において12億1,200万トン(CO₂換算)であり、排出量の算定が行われている1990年度以降の過去30年間で最も少ない排出量となっています。その要因として、省エネルギーの取組み等によるエネルギー消費量の減少や、再生可能エネルギーの利用拡大等による電力の低炭素化等が挙げられています。

我が国の温室効果ガス排出量を生産ベース^{*}で見ると、企業・公共関連部門が約8割、家計関連が約2割を占めています。一方、消費ベースで見ると、住居、食、移動などの家計で消費されるものやサービスに関連する排出量が6割以上を占めているとの分析もあり、人々のライフスタイルも地球温暖化問題に大きく影響を与えていくことがわかります。

^{*}生産ベースの排出量…発電や熱の生産に伴う排出量を、その電力や熱の消費者からの排出として算定した排出量のこと。

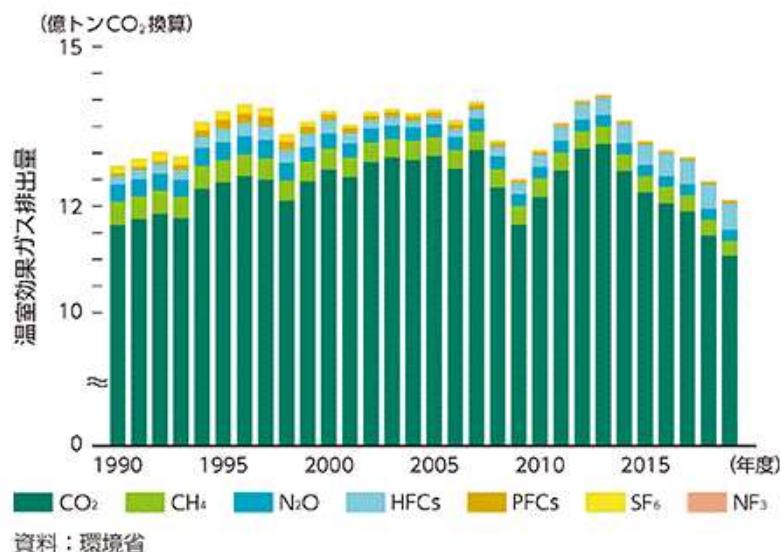


図 日本の温室効果ガス排出量

出典：「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（環境省）

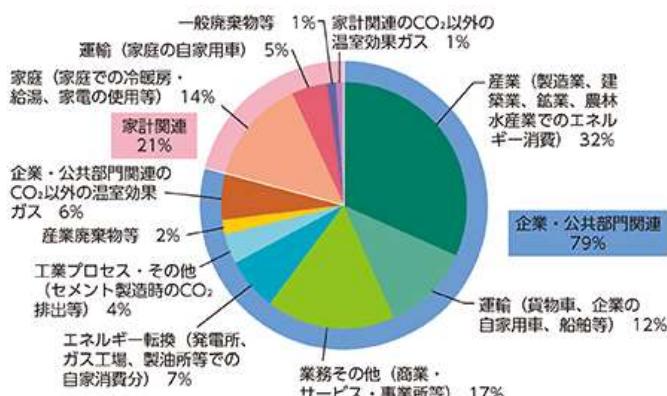


図 生産ベースで見た日本の温室効果ガス排出源の内訳

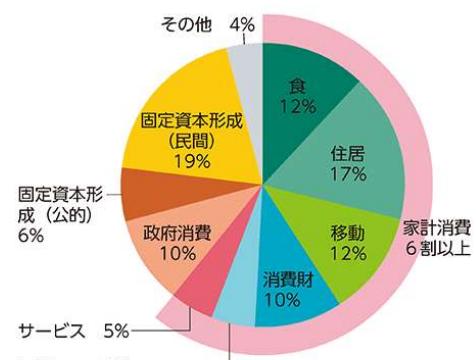


図 消費ベース (カーボンフットプリント) から見た日本の温室効果ガス排出源の内訳

出典：「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（環境省）

(3) 地球温暖化の影響

1) 気候変動

国際機関である「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)は、2021年8月に発行した第一次作業部会第六次評価報告書において、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させたことには疑う余地がない」と報告しました。第五次評価報告書では、「極めて高い(95%以上)」としていたものが、さらに踏み込んだ断定的な表現となりました。

また、第六次評価報告書では、世界の平均気温(2011~2020年)は、工業化前と比べて約1.09°C上昇していること、この観測値は過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであるとしています。さらに、第二次作業部会報告書では人の活動を原因とする「気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間にに対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている」と指摘しています。

長期的に観測された気温変化をはじめとする気象現象の変化は、世界のみならず日本においても観測されています。

気象庁が公表している「気候変動監視レポート2020」では、気温や降水量の観測結果から以下の変化を指摘しています。

- ・日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、上昇率は100年あたり1.26°Cである。
- ・1910~2020年の間に、真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数は増加しており、特に、猛暑日の日数は、1990年代半ば頃を境に大きく増加している。一方で、日最低気温0°C未満の冬日は減少している。
- ・日降水量100mm以上及び日降水量200mm以上の日数は、ともに増加している一方で、日降水量1.0mm以上の日数は減少している。これらの結果は、大雨の頻度が増える反面、雨がほとんど降らない日も増加する特徴を示している。
- ・1時間降水量(毎正時における前1時間降水量)50mm以上及び80mm以上の短時間強雨の年間発生回数はともに増加している。

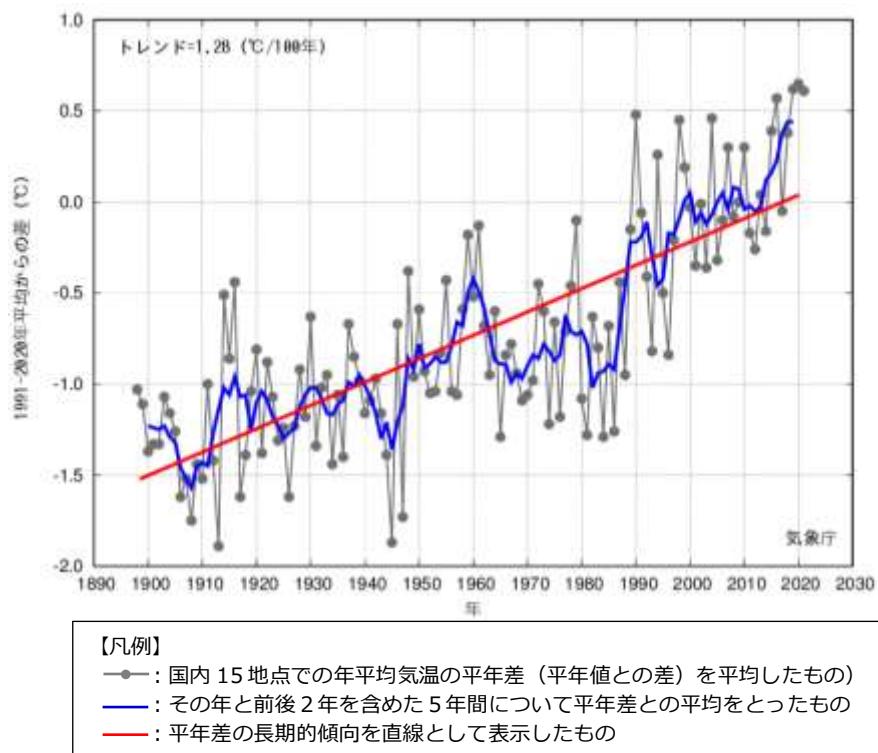


図 日本の平均気温偏差 1898-2021 年

出典：気象庁ホームページ

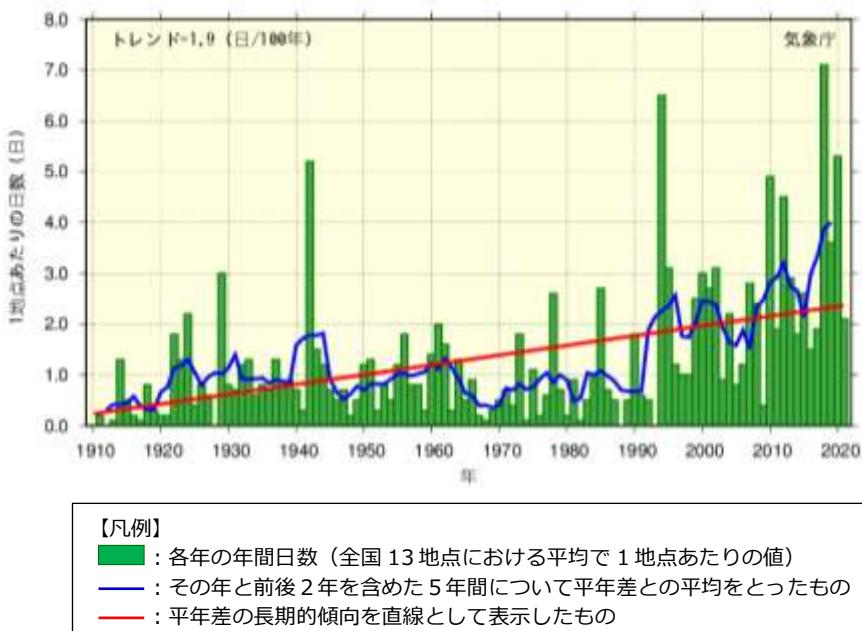


図 [13 地点平均] 日最高気温 35℃以上の年間日数（猛暑日） 1910-2021 年

出典：気象庁ホームページ

世田谷区を含む都内においても、気象現象の変化は観測されています。

東京都気候変動適応センター「気候変動情報」によると、区部の年平均気温、年平均の日最高気温、日最低気温は、いずれも上昇傾向にあり、真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加傾向にあります。

また、1980年から2019年までの40年間の観測データから、東京に接近する台風の数が、増加傾向にあります。さらに、980hPaより低い状態で接近する頻度は2.5倍となるなど、強い勢力の台風の接近頻度が増えるとともに、台風の移動速度が遅く(36%減)なっており、台風の影響を受ける時間が長くなっていると指摘しています。

猛暑、大雨などの長期変化傾向(トレンド)には、地球温暖化の影響があると考えられ、今後も引き続き地球温暖化が進行すれば、猛暑日や集中豪雨が増加するなど、極端な気象現象がさらに増えていくと予測されています。

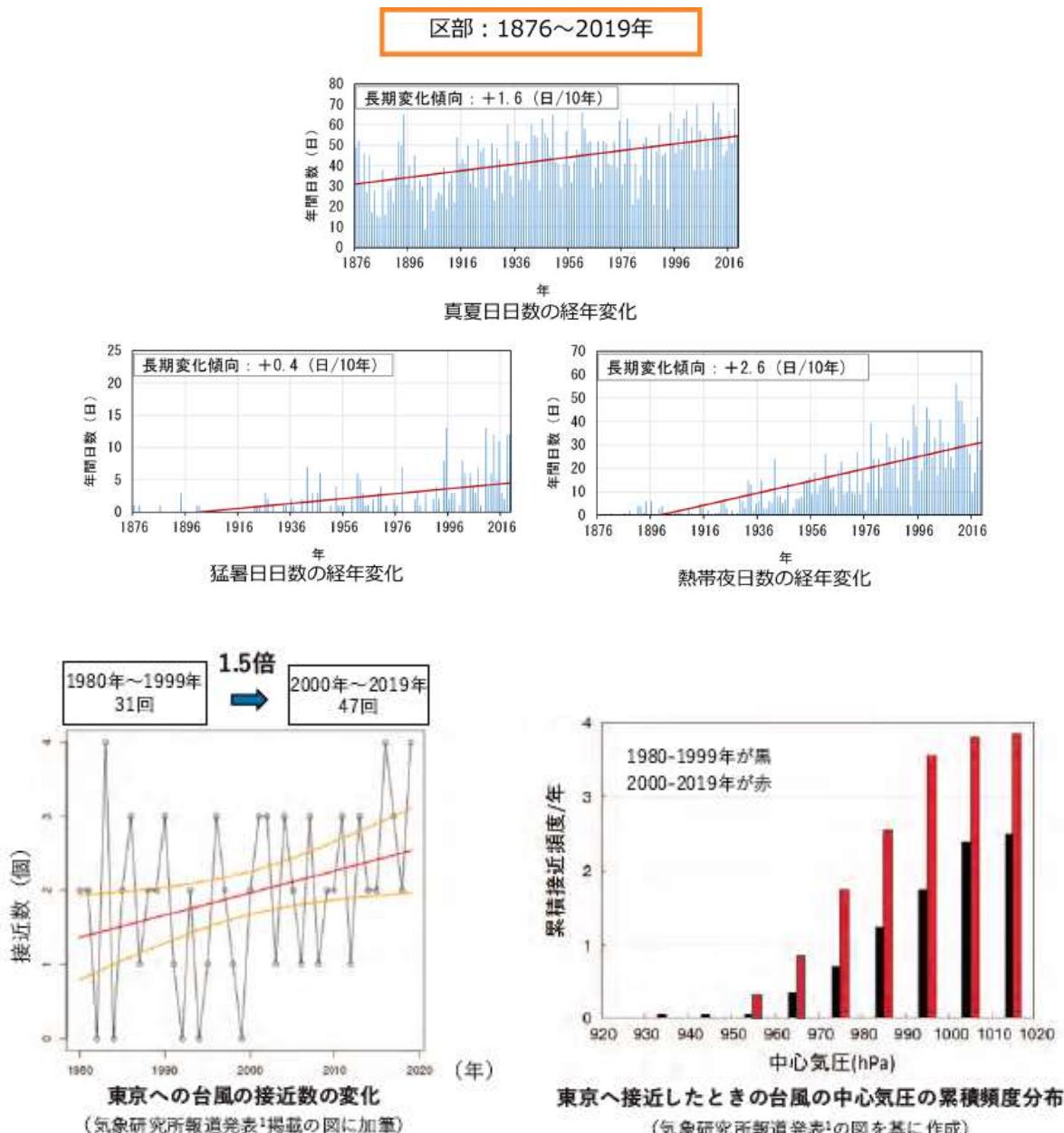


図 近年の気象に関する変化

出典：東京都気候変動適応センターホームページ、「東京都気候変動適応計画」(東京都)

2) 暮らしや産業への影響

観測記録を更新するような異常気象は、私たちの暮らしや産業に大きな影響を及ぼしています。

真夏日、猛暑日及び熱帯夜の増加に伴う熱中症のリスクの増大、強大な台風や大雨による河川の氾濫や都市型水害の発生と共に伴うインフラやライフラインへの影響をはじめ、農作物の品質や収穫量の低下、生物の分布やサクラの開花時期の変化といった生態系の変化など、その影響は多岐にわたります

世田谷区内でも、令和元年10月の台風第19号によって大規模な浸水被害が生じています。

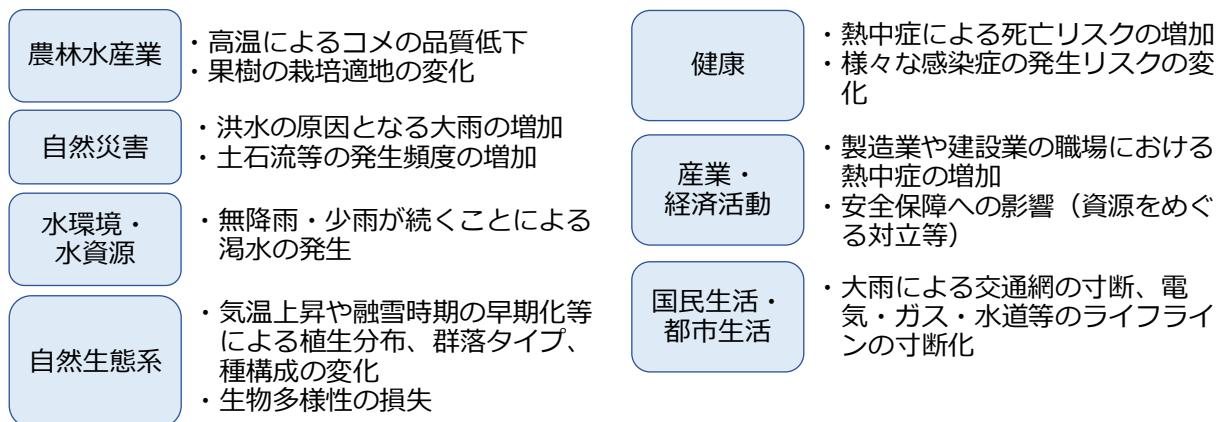


図 気候変動の影響（分野別の例）

出典：「気候変動適応計画（概要版）」（環境省）、気候変動適応情報プラットフォームを基に作成

（4）気候変動への対策

気候変動を抑えるためには、地球温暖化の原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」によって根本的な原因に対する対策を講じなければなりません。しかし、最大限の排出削減努力を行っても、これまでに大気中に蓄積された温室効果ガスの影響による、一定程度の気候変動は避けられません。そのため、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」を同時に進めていくことが求められています。



図 2つの気候変動対策（緩和と適応）

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(5) 地球温暖化を巡る動向

1) 世界の動向

気候変動の影響が深刻化することを受け、国際社会は2015年のパリ協定において、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）に合意しました。また、同年9月に採択された、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の行動計画である持続可能な開発目標（SDGs）では、ゴール13に気候変動対策が定めされました。

2018年には、IPCCから「1.5℃特別報告書」が公表され、「温暖化の影響は1.5℃の上昇でも大きいが2℃になると更に深刻になり、1.5℃未満の抑制が必要であること」「気温上昇を止めるためには、2030年までに二酸化炭素排出量を半減し、2050年頃までに正味ゼロとする必要があること」が示されました。このために、エネルギー、都市、インフラ及び産業システムにおける、急速かつ広範囲の移行が必要としており、世界では脱炭素化に向けて、目標の引き上げや、先駆的な施策の展開など、気候変動対策がこれまで以上に積極的に進められています。

2021年10月から11月にかけて開催されたCOP26において、1.5℃目標に向かって世界が努力することに合意するとともに、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の段階的削減に向けた努力を加速することが合意文書に明記されました。

表 諸外国の2030年目標（2022年1月時点）

国・地域	2030年目標
英国	-68%以上（1990年比）
仏・独・伊・EU	-55%以上（1990年比）
米国	-50～-52%（2005年比）
カナダ	-40～-45%（2005年比）

出典：外務省ホームページ掲載情報を基に作成

さらに、この間、新型コロナウイルス感染症の流行が、世界中の社会経済に大きな影響をもたらしました。その影響からの回復過程において、「グリーンリカバリー」の概念が広がりを見せています。これは、コロナ禍からの復興にあたり、元どおりの生活状況に戻すのではなく、その復興に投じられる資金などを通じて、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、新しい持続可能な社会を築く考え方のことです。これにより、再生可能エネルギーの普及や電気自動車への転換などへの投資が進むと考えられています。

持続可能な開発目標（S D G s）

持続可能な開発目標（S D G s）は、150 を超える加盟国首脳が参加した 2015 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された 2030 年までの国際的な目標です。

「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」を理念として掲げ、発展途上国のみならず先進国を含む全ての国において必要となる普遍的な目標であり、貧困、教育、保健、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、「環境面・経済面・社会面」の課題の全てに幅広く対応した 17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。

S D G s の特徴として、環境分野としての個々の取組みに限らず、福祉、教育、防災、まちづくりなど、内容が多岐にわたることが挙げられます。その達成に向け、あらゆるステークホルダーが参画するパートナーシップを構築し、分野横断的な取組みとして推進していくことが望まれます。

日本では、国が 2016 年 12 月に「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」を決定したことにより、地方自治体の施策や企業の取組に S D G s の考え方を取り入れる動きが広がっています。



図 「持続可能な開発目標（S D G s）」における 17 の目標

出典：国際連合広報センター

2) 国の動向

パリ協定では、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献」として5年毎に提出・更新する義務があります。

日本は、2015年7月に、地球温暖化対策推進本部において「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比-26.0%（2005年度比-25.4%）の水準（約10億4,200万t-CO₂）にすること」を「日本の約束草案」として決定し、国連に提出しました。

その後、IPCC「1.5°C特別報告書」の公表などを機に、気候変動の深刻化、温室効果ガス排出削減に向けた一層の努力の必要性に対する認識が広まる中、2020年10月に内閣総理大臣が所信表明演説において「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しました。これに続き、同年11月には、地球温暖化対策に国を挙げて取り組む決意を示す「気候非常事態宣言」の決議を衆参両院において採択しました。

これらを受け、脱炭素化に向けた取組が加速化しています。

2021年5月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法に位置付けられました。6月には、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」が「国・地方脱炭素実現会議」から公表されています。

さらに、2021年10月に閣議決定された国の新たな「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガスの削減目標が引き上げられ、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向か、挑戦を続けていく。」ことが新たな目標に掲げされました。この目標は、地球温暖化対策推進本部の「国が決定する貢献」として決定され、国連に提出されています。また、地球温暖化対策計画と同時に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成において、再生可能エネルギーの割合を、それまでの22~24%から36~38%に引き上げることが示されています。

気候変動への適応についても、取組が進んでいます。

2018年に、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」が制定され、各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれました。

2021年10月に閣議決定された「気候変動適応計画」は、「気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靭化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す」ことを目標とし、自然災害、水循環・水資源、健康、産業・経済活動などの分野別に気候変動への適応を進めるための施策が示されています。

このように、緩和と適応の両輪で気候変動の課題に社会全体で取り組むことが求められています。

3) 東京都の動向

東京都は、2019年5月、気温上昇を1.5°Cに抑えることを追求し、2050年までに、世界のCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を宣言しました。同年12月には、その実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

その後、国内外において、脱炭素化に向けた動きが活発化する中、2021年1月に、2050年CO₂排出実質ゼロに向けた行動の加速を後押しするマイルストーンとして、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減（2000年比）すること（カーボンハーフ）、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで引き上げることを表明しました。

2021年3月には、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定し、以下の目標と政策を掲げています。

◆東京都の2030年に向けた目標

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ○ 都内温室効果ガス排出量(2000年比) | ⇒ 50%削減 ^{*1・*2} |
| ○ 都内エネルギー消費量 (2000年比) | ⇒ 50%削減 ^{*1} |
| ○ 再生可能エネルギーによる電力利用割合 | ⇒ 50%程度 ^{*1} |
| ○ 都内乗用車新車販売 | ⇒ 100%非ガソリン化 |
| ○ 都内二輪車新車販売 | ⇒ 100%非ガソリン化 (2035年まで) |

*1 温室効果ガス排出量等の目標と施策のあり方については、今後、東京都環境審議会において検討を進めていく予定とされている。

*2 温室効果ガス排出量の目標値を、国が基準としている2013年比に換算すると、55.4%削減に相当する。

■具体的取組を進める6つの分野・14の政策



出典：「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」（東京都）

1 - 2 世田谷区の特徴と今後の見通し

(1) 自然的・社会的条件

各数値は引用元の更新に合わせ、更新予定

1) 人口・世帯数

世田谷区の人口と世帯数は、2022年1月1日現在、916,208人、489,372世帯であり、東京23区で最も多くなっています。2020年の国勢調査の結果によると、国全体の人口は2015年に引き続き減少（2015年から0.7%減、年平均0.15%減）していますが、東京都区部の人口は継続して増加しています。世田谷区でも、1996年以降、増加が続いています。

世田谷区は、単身世帯が多く、一世帯あたりの人員（2022年1月1日現在）は1.87人で、東京都の平均1.92人（2020年国勢調査）を下回っています。

人口構成比（2022年1月1日現在）では、15歳未満が11.8%、15～64歳が67.9%、65歳以上が20.4%となっています。15歳未満が近年微増傾向にある一方で、65歳以上の高齢者についても増加しています。

「世田谷区将来人口推計（令和3年7月）」によると、コロナ禍による転入超過の縮小を背景に、区の人口は2022年に減少するものの、その後は人口増に回復して増加傾向が継続し、2031年に948,302人となると推計されています。年齢区分別では、15歳未満の人口は緩やかな減少傾向となる一方で、高齢者人口は一貫して増加が続き、今後10年間で約2万3千人の増加（約13%の増加）になると見込まれています。

環境省の調査によると、家庭における1人あたりのCO₂排出量は、世帯人員が少ないほど増加する傾向にあること、また高齢世帯の方が若中年世帯よりも多くなる傾向があるとされます。世田谷区では、将来的に人口の増加が見込まれていることも考慮すると、区民一人ひとりがCO₂排出量削減に向けた行動を進めていくことと、そのための仕組みづくりやまちづくりが、引き続き重要になります。

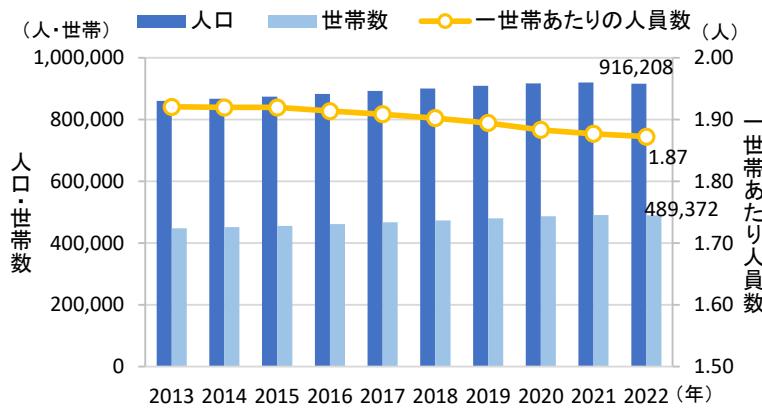


図 人口・世帯数・一世帯あたり人員数の推移

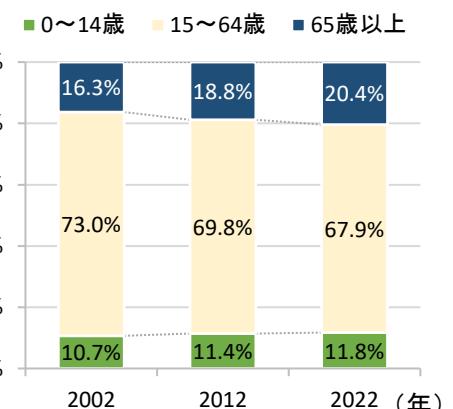


図 年齢3区分別人口構成比

出典：「世田谷区統計書 令和2年版」、住民基本台帳に基づく年齢別人口を基に作成

2) 土地利用と建物

世田谷区では、面積の約 67%が宅地となっています。宅地の用途の中では住居系が最も多く、区面積の約半分を占めています。建物用途別延床面積は、2011 年から 2021 年の 10 年間で約 428ha 増加しました。増加量が多いのは集合住宅、専用住宅で、増加量の約 8 割を占めています。

区内の住宅ストックの状況をみると、持ち家が 199,820 戸、借家が 229,580 戸（いずれも 2018 年）で借家が多くなっています。持ち家数・借家数の推移から、持ち家は増加傾向にあり、特に非木造の共同住宅が増加しています。

2018 年の住宅の省エネルギー設備の整備状況については、全住宅 466,530 戸のうち、「太陽熱を利用した温水機器等」を整備している住宅は 0.62%、「太陽光を利用した発電機器」を整備している住宅は 1.44%でした。「二重サッシ又は複層ガラスの窓」については、「すべての窓にある」住宅は 11.64%、「一部の窓にある」住宅は 12.81%でした。持ち家と借家を比較すると、いずれの設備も持ち家の方が、整備率が高い状況です。

住宅の省エネルギー性能に関する全国的な動向を見ると、2019 年度時点で省エネ基準に適合している新築戸建住宅は 80%超（うち ZEH レベルは約 25%）、新築共同住宅では約 72%（うち ZEH レベルは約 2%）となっています。また、既存住宅ストック（約 5,000 万戸）のうち、省エネ基準に適合している住宅は 2018 年度時点で約 11%となっています。

こうした状況を踏まえ、ZEH レベルの省エネルギー性能を備えた新築住宅の普及を進めていくとともに、既存住宅ストックにおける断熱性能向上等の対策を進めていく必要があります。また、地球温暖化対策の観点では、借家については、住民自身ができる対策には限りがあることから、所有者に対し、省エネルギー設備の導入を働きかけていくことが必要となります。

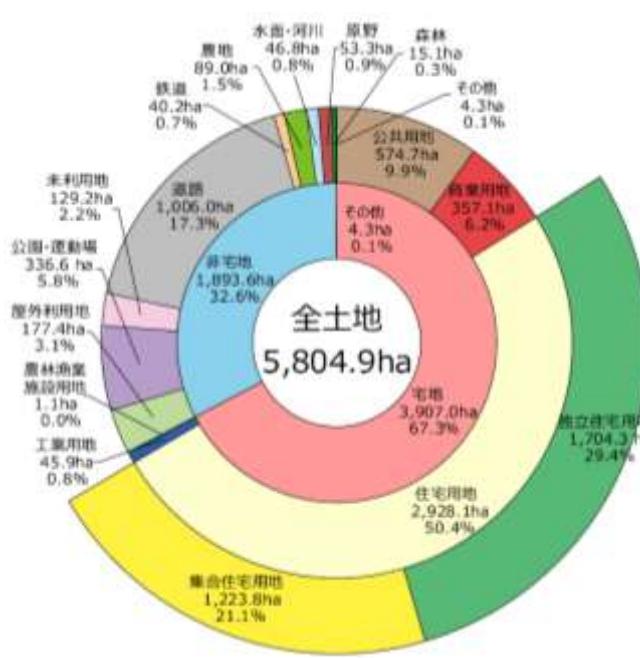


図 土地利用の構成比 (2021 年度)

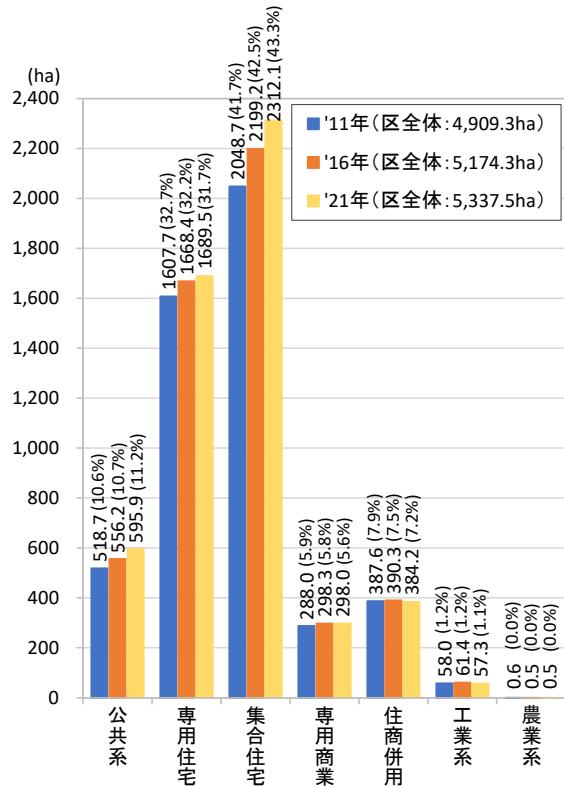


図 建物用途別延床面積の推移

出典：「令和 3 年度みどりの資源調査」、「土地利用現況調査」（世田谷区）

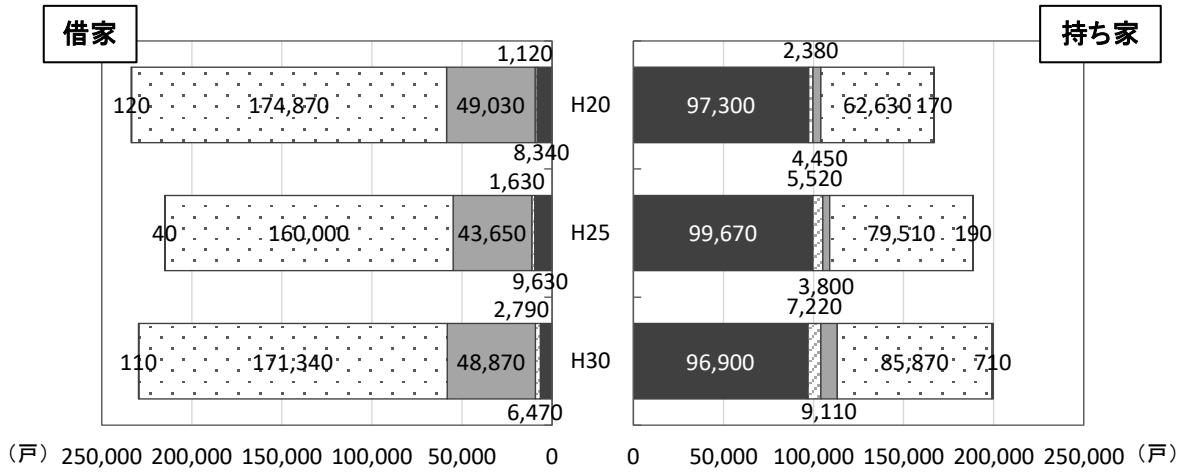


図 持ち家数・借家数の推移

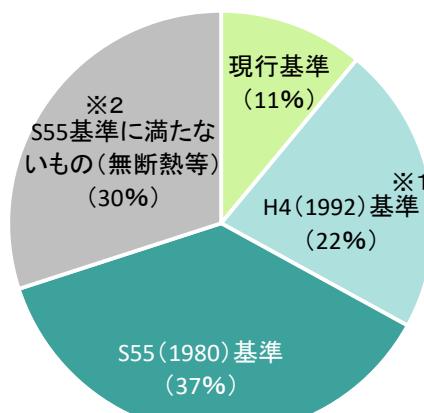
出典：「世田谷区第四次住宅整備方針」（世田谷区）（原典：「住宅・土地統計調査」（各年））

表 住宅の所有関係別・省エネルギー設備のある住宅（2018年）

（単位：上段・戸、下段・%）

	総数	太陽熱を利用した温水機器等	太陽光を利用した発電機器	二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓	
				すべての窓にあり	一部の窓にあり
住宅総数	466,530	2,880	6,720	54,320	59,740
		0.62%	1.44%	11.64%	12.81%
持ち家	199,820	2,610	5,940	39,830	41,290
		1.31%	2.97%	19.93%	20.66%
借家	229,580	270	790	14,490	18,460
		0.12%	0.34%	6.31%	8.04%

出典：「世田谷区第四次住宅整備方針」（世田谷区）（原典：「住宅・土地統計調査」（平成30（2018）年））



※1：省エネ法に基づき1992年に定められた基準

※2：省エネ法に基づき1980年に定められた基準

図 全国の住宅ストック（約5,000万戸）の断熱性能

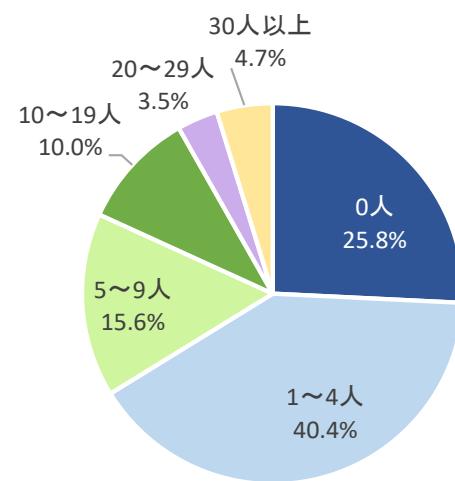
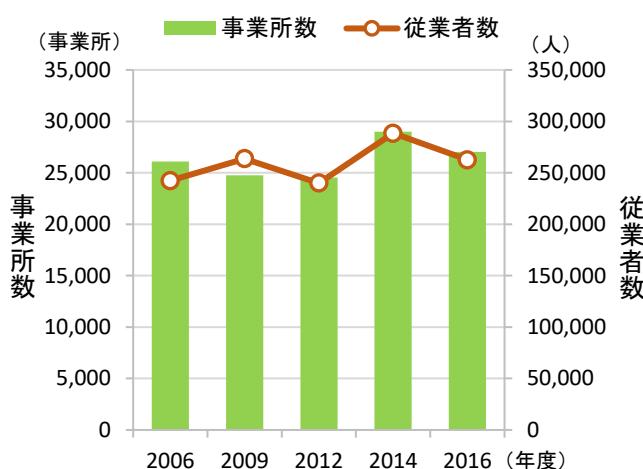
出典：「第1回脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会 国土交通省説明資料」（国土交通省住宅局）

3) 業務・産業

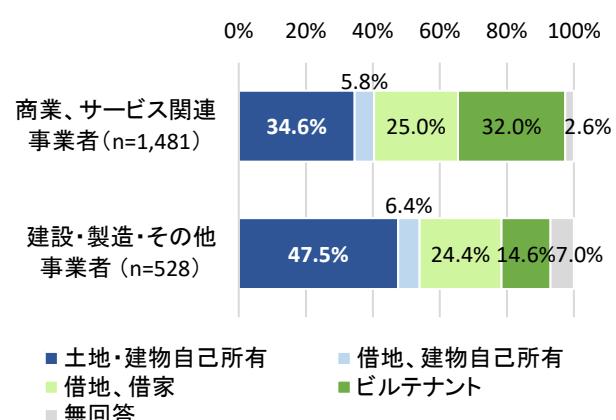
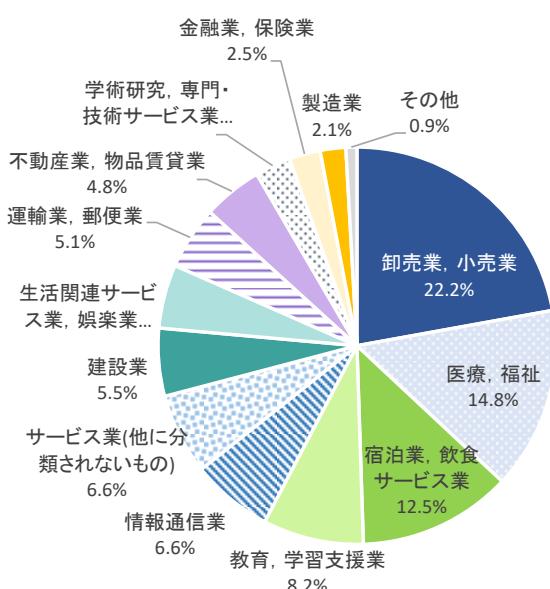
世田谷区内の事業所数 2016 年において 27,034 事業所があり、262,689 人が働いています。事業所規模は比較的小さく、常用雇用者が 5 人未満の事業所が 66.2% を占めており、30 人以上の事業所は 4.7% と少數です。産業（大分類）別従業者数を見ると、卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業で全体の 49.5% を占めており、建設業や製造業などの第二次産業の割合は低い状況です。

また、事業者の土地・建物の所有形態については、商業、サービス関連事業者の 58.0%、建設・製造・その他事業者の 39.0% が建物を所有していません。

世田谷区では、オフィスや店舗等の業務その他部門に該当する事業所が多く、また、規模が小さい事業所が多いこと、建物を所有していない事業者が一定数を占めることを考慮して地球温暖化対策を進めていくことが必要です。



出典：「世田谷区統計書 令和2年版」を基に作成



出典：「世田谷区統計書 令和2年版」を基に作成

4) 交通

世田谷区内には、首都高速3号渋谷線、東名高速道路、首都高速4号新宿線、中央自動車道などの高速道路のほか、南北に環状7号線、8号線、東西に国道20号（甲州街道）、国道246号（玉川通り）などの幹線道路が整備されています。

区内の自動車登録台数は、2020年において約26.5万台で、直近5年間の推移を見ると緩やかに減少しています。電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車の保有台数は、2013年から2020年までの7年間に約2.5倍に増加しています。そのうち、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さないゼロ・エミッション・ビークル（ZEV）※に位置づけられている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車は、197台（2013年）から1,638台（2020年）に増加しています。

※東京都の定義による。プラグインハイブリッド自動車は、EVモード走行時。

区内の幹線道路の交通量は、2010年から2015年の5年間において、環状7号線、8号線の一部で増加が見られますが、全体的には減少しています。円滑な道路交通の確保を図るために、区では、「せたがや道づくりプラン」に基づき優先整備路線を定め、道路整備を推進してきました。また、踏切の遮断による慢性的な交通渋滞を改善するため、開かずの踏み切り対策として鉄道の連続立体交差事業を促進しています。小田急電鉄小田原線（代々木上原～梅ヶ丘駅間）の連続立体交差事業は2018年度に完了し、現在、京王電鉄京王線（笹塚～仙川駅間）の連続立体交差事業を促進しています。

鉄道については、東西を結ぶ京王線、小田急線、田園都市線、東横線、目黒線、それらをつなぐ井の頭線、世田谷線、大井町線の8路線が整備されています。また、南北の鉄道路線がない区中央から西部において、東西に延びる鉄道路線をつなぐ役割としてバスが多く活用されており、4社・1局（東急、小田急、京王、関東、都交通局）により83路線運行されています（2022年4月現在）。そのうち、コミュニティバス路線は10路線運行されており、公共交通不便地域の解消や南北交通の強化等に向けたバスネットワークの充実が図られています。

区では、南北方向を結ぶ交通手段として、コミュニティサイクルポートを整備しています。区内には、6駅7箇所にコミュニティサイクル・レンタルサイクルポートがあり、このうち5箇所のポートは、どこでも借りられ、どこへでも返却可能なコミュニティサイクルシステム（愛称「がやリン」）を導入しています。また、民間シェアサイクルについて、事業者と連携して実証実験を行っています。

さらに、2019年には、国の提唱するウォーカブル推進都市に賛同し、歩くこと、散歩を楽しむことができるまちづくりに向けた取組みを進めています。

公共交通の充実をはじめ、歩きたくなるまちづくり、自転車利用の促進、ZEVの普及、ICTを活用した交通サービスを結合するMaaSなど、様々な手段を組み合わせて地球温暖化対策を進めていくことが必要です。

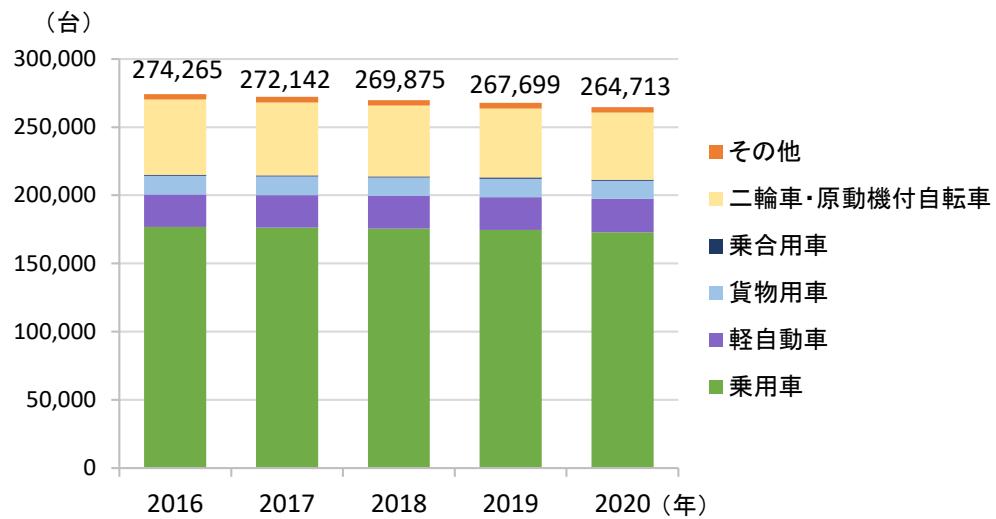


図 自動車登録台数の推移

出典：「世田谷区統計書 令和2年版」を基に作成

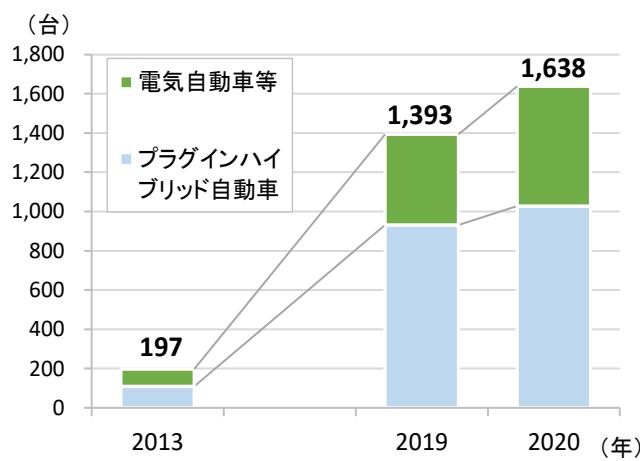


図 区内のZEV車種別保有台数の推移

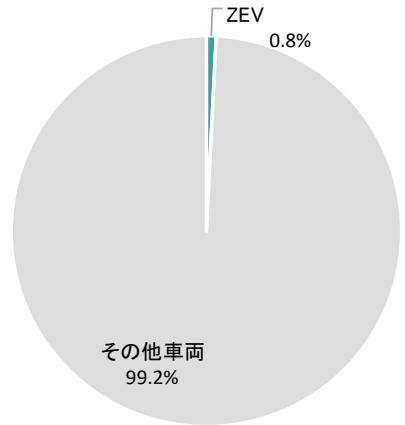


図 ZEVの占める割合
(2020年)

出典：一般財団法人自動車検査登録情報協会提供データを基に作成

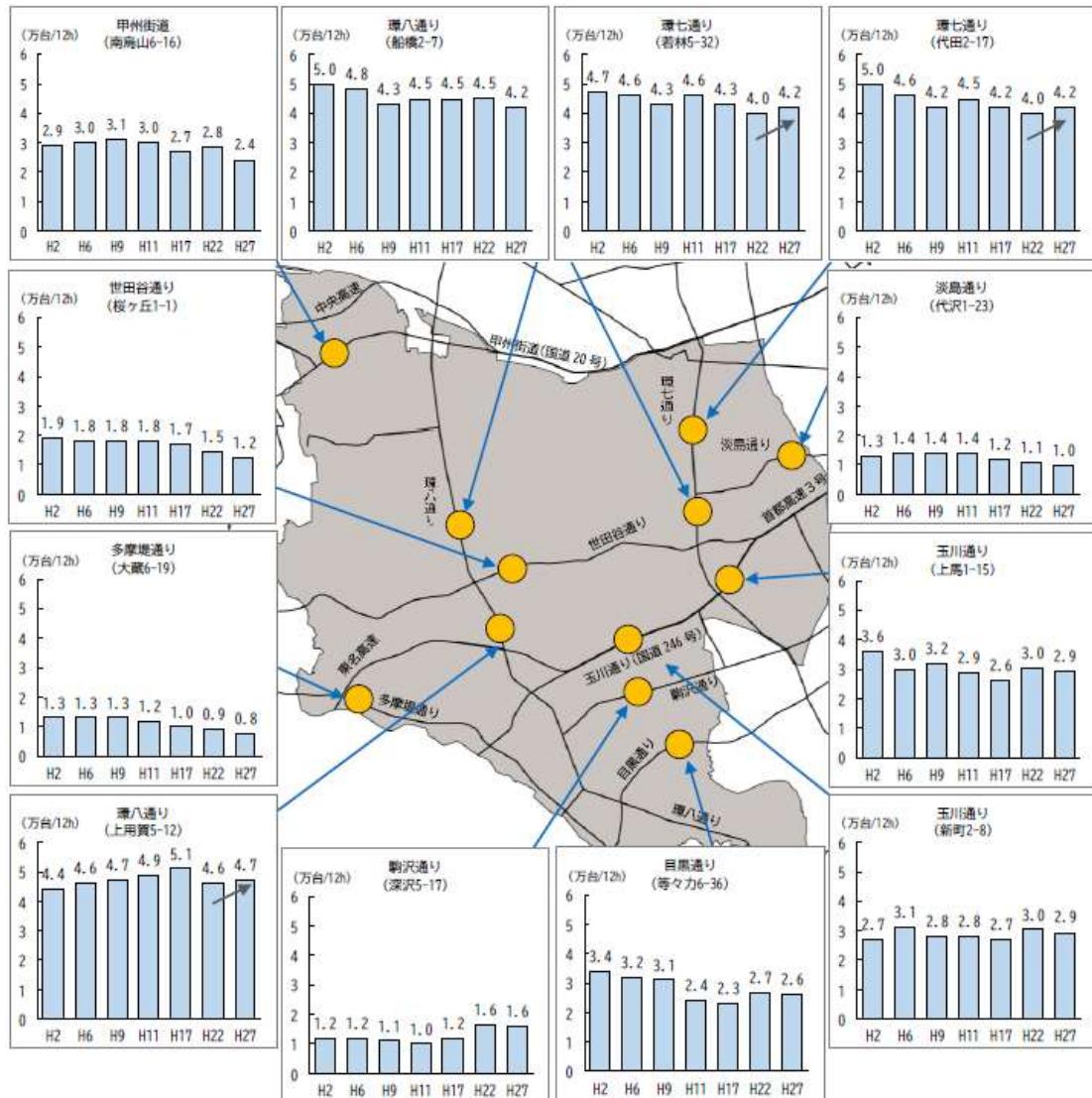


図 主な道路の交通量推移

出典：「世田谷区交通まちづくり基本計画（中間見直し）・世田谷区交通まちづくり行動計画（令和2年度～令和6年度）」
 （道路交通センサス（国土交通省、平成2年度（1990年度）～平成27年度（2015年度））を基に作成）

MaaS (マース)

MaaS (Mobility as a Service) とは、スマートフォンアプリやWebサービスにより、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。観光や医療等の目的地における交通以外のサービスとの連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものとしても期待されています。



図 MaaSの概念

出典：国土交通省ホームページ

5) 廃棄物

2000年以降人口が増え続ける中、世田谷区のごみ収集量は減少傾向にありました。しかし、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛などの影響により、ごみ量が増加し、前年度より約4.1%増の185,166tでした。2020年度における一時期的なごみ排出量の増加については、2021年度のごみ収集量が前年度比3%削減の179,552tとなり、解消されつつあります。区民1人1日あたりのごみ排出量についても、ごみ収集量と同様に2020年度には550gと一時的に大きく増加したものの、2021年度には536gに減少しました。

また、資源回収については、2021年度において資源回収量が48,815t、リサイクル率21.5%でした。

近年課題となっている食品ロスの削減に向けては、2022年度に世田谷区食品ロス削減推進計画を策定、フードドライブやエコフレンドリーショップの店舗拡大などさらなる取組みを展開し、使用済みプラスチック使用製品の資源循環施策については、現在施策のあり方について検討を進めているところです。

今後とも、引き続き3Rのうち優先順位が高い2R（リデュース、リユース）に関する区民・事業者の主体的な取組みを促進し、1人あたりのごみ排出量の削減を進める必要があります。

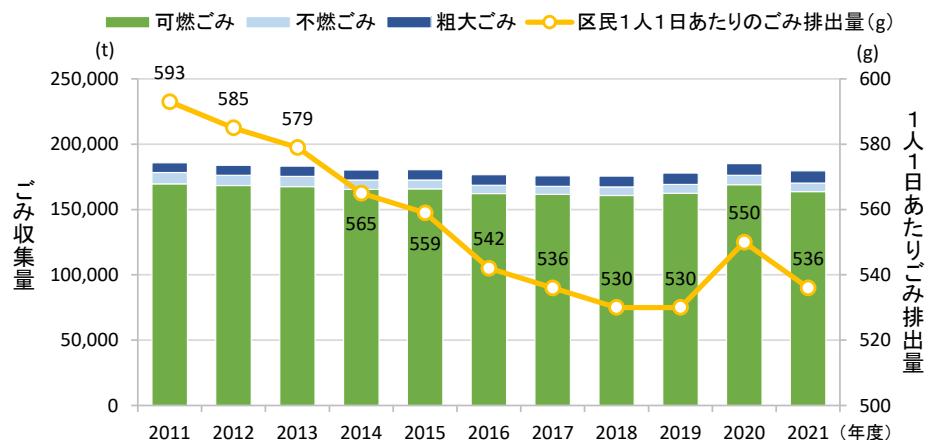


図 ゴミ収集量の推移

出典：「世田谷区清掃・リサイクル事業概要2021」等を基に作成

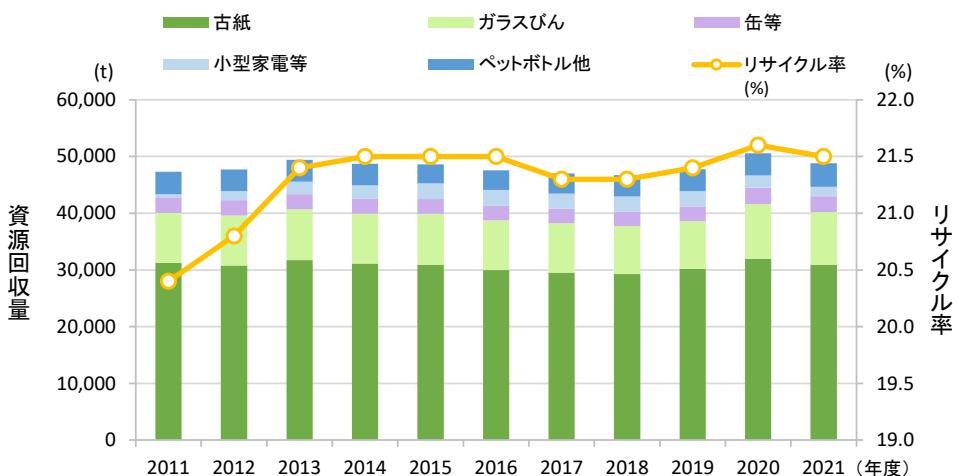


図 資源回収量とリサイクル率の推移

出典：「世田谷区清掃・リサイクル事業概要2021」等を基に作成

6) みどり

世田谷区には、多摩川の沿岸と台地の間に、国分寺崖線と呼ばれる急傾斜地帯が続いており、崖線沿いの斜面地一帯は多くのみどりに恵まれ、貴重な自然が残る地域となっています。

西部地域や多摩川低地には農地や緑地が多くみられるほか、砧公園や祖師谷公園、駒沢公園などの規模の大きな公園にまとまったみどりが残されています。

このほか、住宅地の中にも社寺林、屋敷林が点在し、大規模集合住宅にもまとまった緑地がみられ、一般にみどりの多いまちというイメージが定着しています。

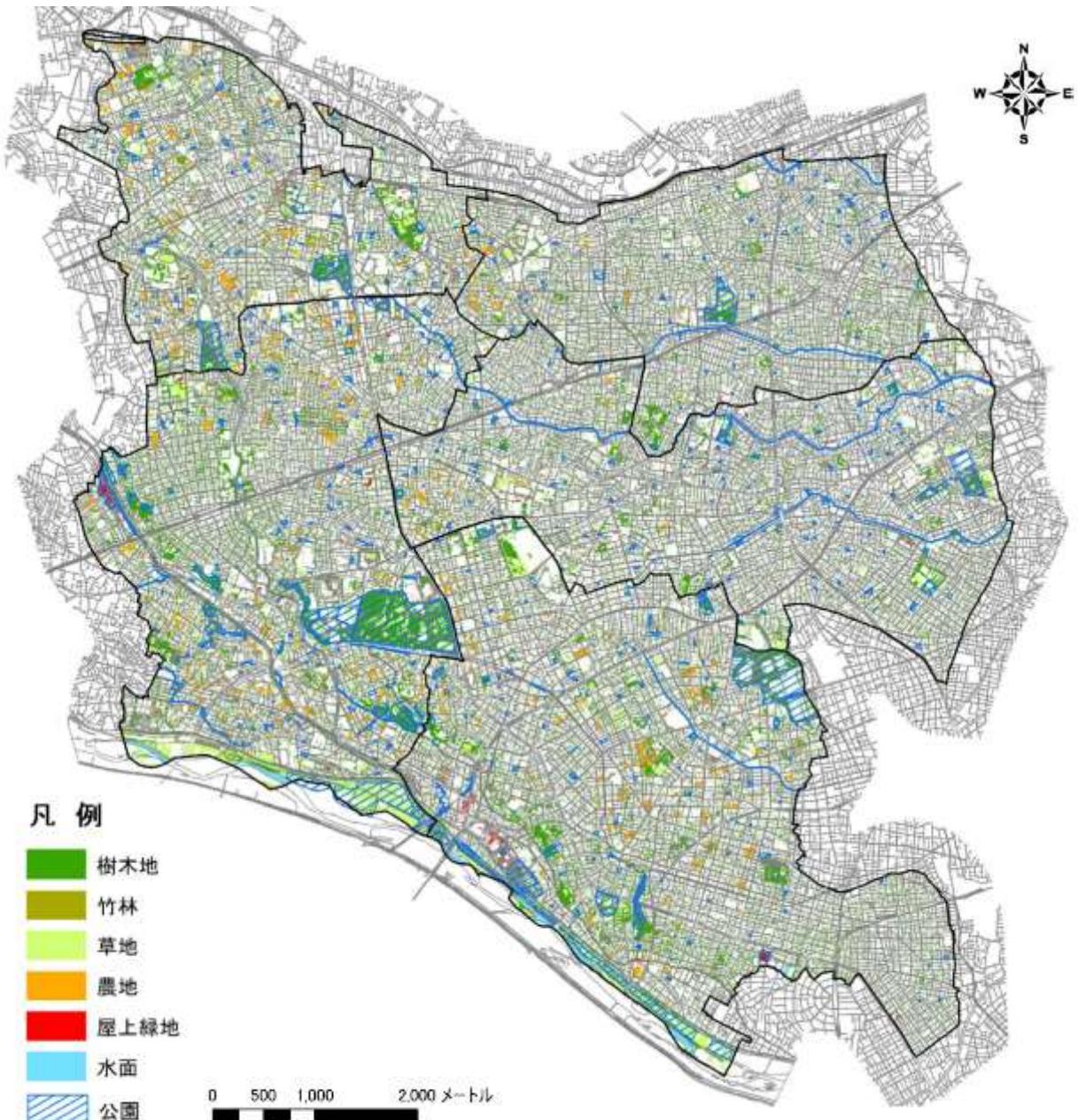


図 みどり面分布図

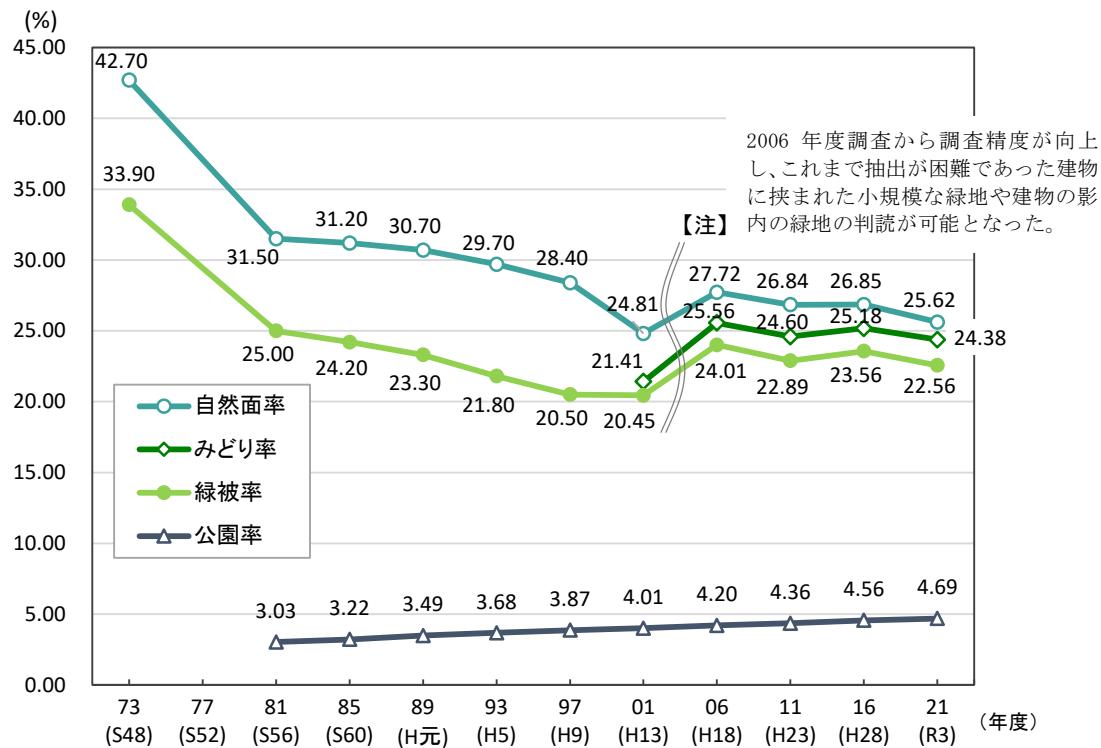
出典：「令和3年度みどりの資源調査」

2021年度調査による世田谷区のみどり率は24.38%で、2016年度と比較し、0.8ポイント減少しています。緑被率は1.00ポイント減少し、22.56%となりました。樹木地とともに農地も減少傾向が続いており、減少箇所の多くは住宅建設などの宅地化によるものでした。その一方で、屋上緑化や集合住宅の緑被が増加しています。

国は、「地球温暖化対策計画」(2021年10月)の目標を達成するため、森林や都市緑化によるCO₂吸収効果を見込んでいます。

世田谷区において、公園や緑地などの整備・充実を推進することでCO₂吸収減としての機能を向上させることは、地球温暖化の緩和の観点からも有効です。また、みどりはCO₂吸収だけではなく、ヒートアイランド現象を抑制する効果もあります。

さらに、気候変動により集中豪雨が多発し、河川や下水道等が短時間に降る大雨に耐え切れずマンホール等から排水があふれ出る内水氾濫の問題に対し、農地、樹木地、草地などの自然面を保全・確保し、雨水の貯留・浸透、流出抑制を図ることが、水害を防ぐ上でも重要な要素となっています。そのため、区では、みどりなどの自然が持つ雨水の貯留・浸透、流出抑制、水質浄化、地下水涵養などの様々な機能を、都市基盤（インフラ）として有効に活用する「グリーンインフラ」を取り入れています。具体的な取組みとして、道路や公園、区有施設への雨水を一時的に貯留・浸透施設の設置、住宅への雨水浸透施設や雨水タンクの設置に関する普及啓発等を進めています。



自然面率…緑が地表を被う部分※に水面と裸地を加えた面積が地域全体に占める割合
みどり率…緑が地表を被う部分※に水面と公園内の緑に被われていない部分を加えた面積が地域全体に占める割合
緑被率…緑が地表を被う部分の面積が地域全体に占める割合
※緑が地表を被う部分：樹木地（樹木・竹林）、草地、農地、屋上緑地を航空写真から判読

図 自然面率・みどり率・緑被率・公園率の推移

出典：「令和3年度みどりの資源調査」

(2) 地球温暖化に対する世田谷区のこれまでの取組み

世田谷区は、地球温暖化防止に向けた取組みを総合的かつ計画的に進めていくため、2012年3月に「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。また、人口増加が見込まれる中、家庭からの温室効果ガス排出量の大幅な削減に向けた取組みを推進するため、翌2013年3月に「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画アクションプラン」を策定しました。

その後、2015年にパリ協定が採択され、産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に抑えるという世界共通の目標達成に向け、温室効果ガス排出量の一層の削減が求められる中、区は、それまでの計画を刷新し、2018年3月に新たな地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。

これらの計画に基づき、区は、再生可能エネルギーの普及と区民・事業者の省エネルギー行動の促進に向け、みうら太陽光発電所の開設、その売電収入を活用した省エネポイントアクション等の施策を展開してきました。また、住宅都市である世田谷区では、大規模な再生可能エネルギーの創出には限りがあるため、川場村の木質バイオマス発電による電力を区民が購入する仕組みの構築をはじめ、エネルギー資源が豊富な自治体との連携により区内における自然エネルギーの活用拡大を図る自然エネルギー活用を通じた連携・協力を広げてきました。さらに、本庁舎等で使用する電力を再生可能エネルギー100%電力への切替え、区民・事業者・区の再生可能エネルギーの利用を促進する「せたがや版RE100」の普及などを進めています。それとともに、気候変動適応の一環として、公共施設や公園へのレインガーデン等の設置や、区民に向けた雨水浸透施設や雨水タンク設置の呼びかけなど、様々なグリーンインフラを取り入れて、既存インフラ整備と相互に補完するよう活用して基盤整備を図ってきました。

この間にも深刻化する気候危機の状況を踏まえ、区民・事業者と地球温暖化の問題を共有し、共に行動していくため、2020年10月に東京23区では初となる「世田谷区気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことも表明しました。

2021年9月には、区役所内の総合調整を図るために「気候危機対策会議」を立ち上げ、世田谷区気候非常事態宣言を踏まえた地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための検討を進めています。

さらに、気候危機対策を安定的・継続的に実行していくための財源となる「世田谷区気候危機対策基金」を2022年度に創設し、再生可能エネルギーの利用拡大や区民・事業者の行動変容を促す取組みの推進に活用していきます。



図 せたがや版RE100ステッカー



図 再生可能エネルギー100%電力を導入している施設と啓発ポスター

世田谷区気候非常事態宣言

地球温暖化に起因する強力な台風や集中豪雨が頻発し、その被害は年々甚大化しています。しかし、世界の二酸化炭素排出量は、今なお増加が続いており、今後も、極端な高温や大雨が発生する可能性がより高くなるとされています。こうした気候危機の状況を、区民・事業者と区が共有し、SDGs（持続可能な開発目標）が目指す持続可能な社会の実現に向け、ともに行動していくために、世田谷区は、2020年10月16日に「世田谷区気候非常事態宣言」を行いました。



世田谷区気候非常事態宣言
～区民の生命と財産を守り持続可能な社会の実現に向けて～

近年、世界各地で記録的な高温や大規模森林火災、巨大化した台風など、地球温暖化の影響と考えられる気候異変が頻発し、甚大な被害が発生しています。
世田谷区でも台風や集中豪雨により浸水被害が発生するなど、区民生活に大きな影響をもたらしています。

この危機的状況を脱するために、2015年に国連で採択された「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標が定められています。

しかし、世界の二酸化炭素排出量は、今なお増加を続けており、気候危機の状況はまさに非常事態に直面しています。区民・事業者の皆さんとこの状況を共有し、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を食い止める取組みと、今起こっている気象災害から区民の生命と財産を守る取組みを進め、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現しなければなりません。

世田谷区は、ここに広く気候非常事態を宣言するとともに、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明します。区はこれまでにも自然の力を活かしたグリーンインフラの基盤づくりや、自治体間連携による再生可能エネルギーの普及拡大等に努めてきました。人の営みが地球環境の大きな負荷となり、気候異変をもたらしていくことを踏まえ、区民参加のもとより良い環境と生命を守るために行動を加速します。

また、区・事業者・区民それぞれの立場で環境への影響を考慮した取組みを実行し、みどりに恵まれた良好な環境を子どもや若者たちの次世代に引き継ぎ、持続可能な発展と脱炭素社会の実現に向け、気候危機に力を合わせて行動します。

令和2年10月16日

世田谷区長 **保坂辰人**




1 - 3 計画の枠組み

(1) 目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、区域の自然的社會的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定するものです。

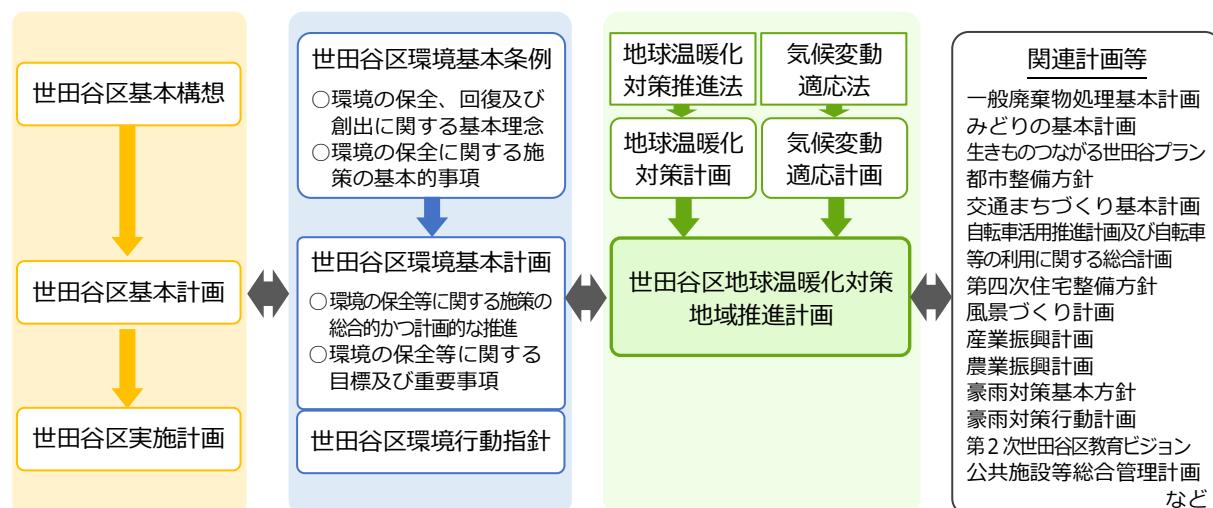
また、「気候変動適応法」第12条に基づき、区域における自然的経済的社會的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための「地域気候変動適応計画」を兼ねる計画として策定します。

計画内に示す地球温暖化対策に、区民・事業者・区が、それぞれの役割を認識し、連携・協働しながら取り組むことによって、世田谷区から排出される温室効果ガスの削減と気候変動への適応を進めていくことを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「気候変動適応法」に基づき策定されるとともに、世田谷区環境基本条例に基づき策定した「世田谷区環境基本計画」に掲げる区のめざす環境像を実現するため、主要な要素である地球温暖化、エネルギー、気候変動適応を推進するための計画として密接に関わっています。

計画策定においては、2021年10月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」及び「気候変動適応計画」を踏まえるものとします。地球温暖化対策計画では、「地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進」として、都市計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通計画、総合計画等の温室効果ガスの排出の量の削減等と関係を有する施策と調和・連携を図ることが示されています。このため、区のこれら関連計画に配慮しながら、取組み（施策）を進めます。同時に、区の他の行政計画に対して、可能な限り地球温暖化対策を組み込んでいくよう働きかけていきます。



(3) 計画の基準年度と目標年度（計画期間）

本計画の計画期間は、2023 年度から 2030 年度までの 8 年間とします。

なお、区の基本計画や環境基本計画の見直しの状況や、国、都の施策の動向等、必要に応じて適宜見直しを行います。

温室効果ガス排出量の削減目標の設定にあたっては、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、2013 年度を基準年度とし、中期目標を 2030 年度、長期目標を 2050 年度に設定します。



図 計画期間

(4) 計画の実行主体と役割

本計画は、世田谷区全域からの温室効果ガス排出量の削減と、気候変動への適応を進めるためのものです。

温室効果ガス排出量の削減及び気候変動への適応のためには、区民・事業者・区をはじめとし、教育機関、N P O、来街者などのあらゆる主体が自らの生活や事業活動等の中で、問題の重要性を認識し、対策に取り組むことが望まれます。また、各主体が連携・協働・共創して環境・経済・社会の3側面の統合的な取組みを進めることで、対策の効果が高まることが期待されます。

本計画では、主たる活動主体である区民・事業者による温室効果ガス排出量の削減及び気候変動への適応に向けた取組みを示すとともに、区が区内最大級の事業所として自ら行う対策や、区民・事業者の取組みを支援するために行う施策を示しています。

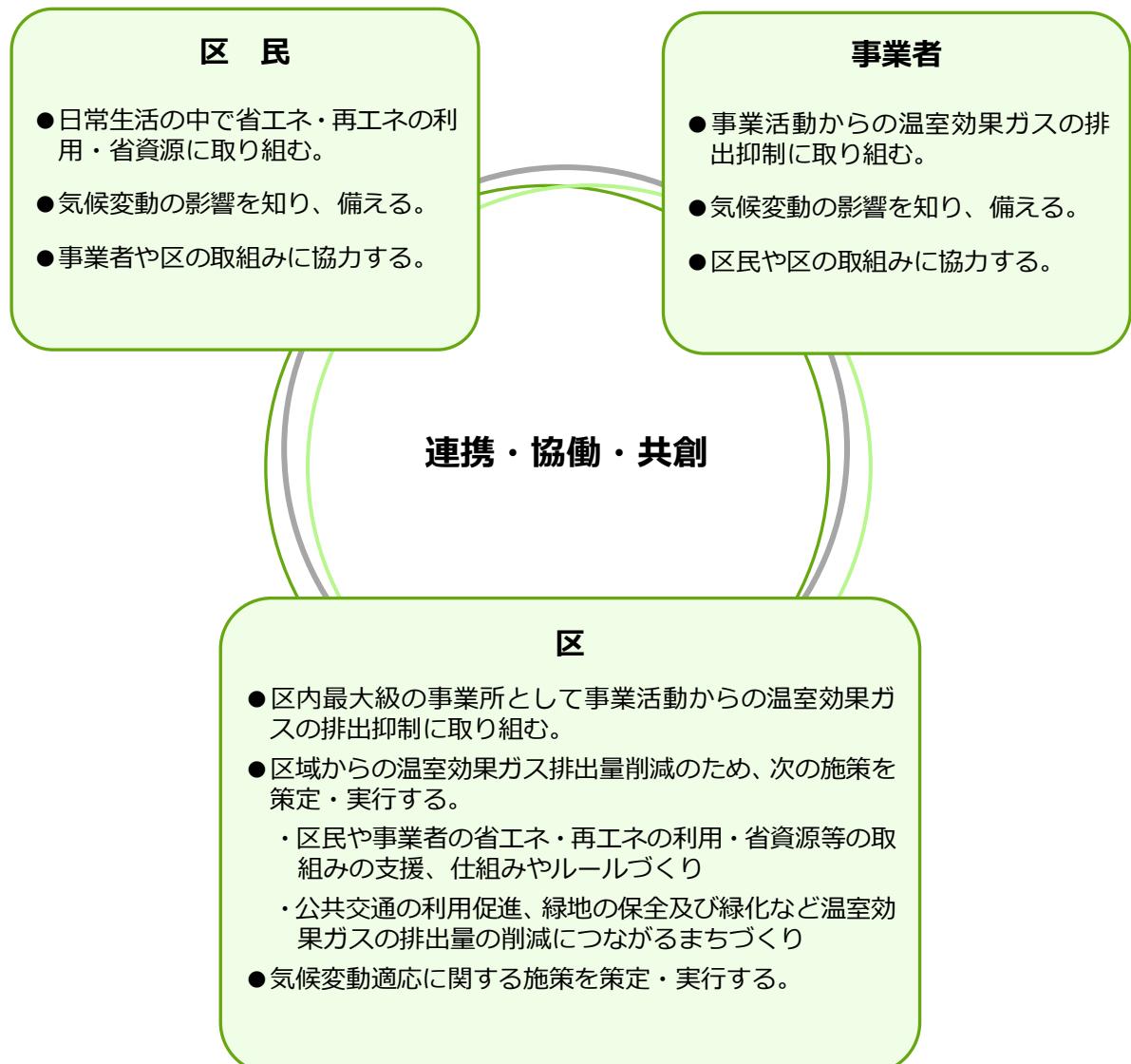


図 計画の実行主体と役割

第2章 世田谷区の温室効果ガスの排出状況

2-1 対象とする温室効果ガス

(1) 対象ガス

対象ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で定める7種類の温室効果ガスとします。

- | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| ①二酸化炭素 (CO ₂) | ②メタン (CH ₄) | ③一酸化二窒素 (N ₂ O) |
| ④ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | ⑤パーフルオロカーボン類 (PFCs) | |
| ⑥六ふつ化硫黄 (SF ₆) | ⑦三ふつ化窒素 (NF ₃) | |

(2) 対象範囲、対象部門

対象範囲は、世田谷区全域とします。

対象部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門とします。

表 対象ガスと対象部門、主な排出源

対象ガスと対象部門		主な排出源	
CO ₂	エネルギー 起源CO ₂	産業部門	農林水産業、建設業、製造業でのエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴い排出
		業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴い排出
		家庭部門	家庭でのエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴い排出
		運輸部門	自動車や鉄道でのエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴い排出
	非エネルギー 起源CO ₂	廃棄物部門	一般廃棄物中の廃プラスチック等の焼却処理時などに排出
その他 6ガス	メタン (CH ₄)		自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理時などに排出
	一酸化二窒素 (N ₂ O)		自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理、麻酔時の使用時などに排出
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		冷蔵庫、エアコン、カーエアコンなどの冷媒に使用され、製品の使用時・廃棄時などに排出
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)		半導体の製造、溶剤などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時などに排出
	六ふつ化硫黄 (SF ₆)		電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時などに排出
	三ふつ化窒素 (NF ₃)		半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニング時などに排出

(3) 単位

この計画では、温室効果ガスの排出量をt-CO₂で表記しています。t-CO₂は、二酸化炭素1トンを意味する単位です。なお、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量についても、各種ガスの排出量に地球温暖化係数（二酸化炭素を1としたときの各種ガスの温室効果を表す指標）を乗じてt-CO₂相当量に換算し、表記しています。

2-2 温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガス排出量

世田谷区における最新の温室効果ガス排出量データである2019年度の排出量は、2,789千t-CO₂です。このうち二酸化炭素は2,528千t-CO₂であり、全体の90.6%を占めています。

直近10年間の推移を見ると、若干の変動はあるものの2012年度をピークに排出量は減少しています。2019年度の温室効果ガス排出量を部門別に見ると、家庭部門(44.6%)の割合が最も高い状況です。

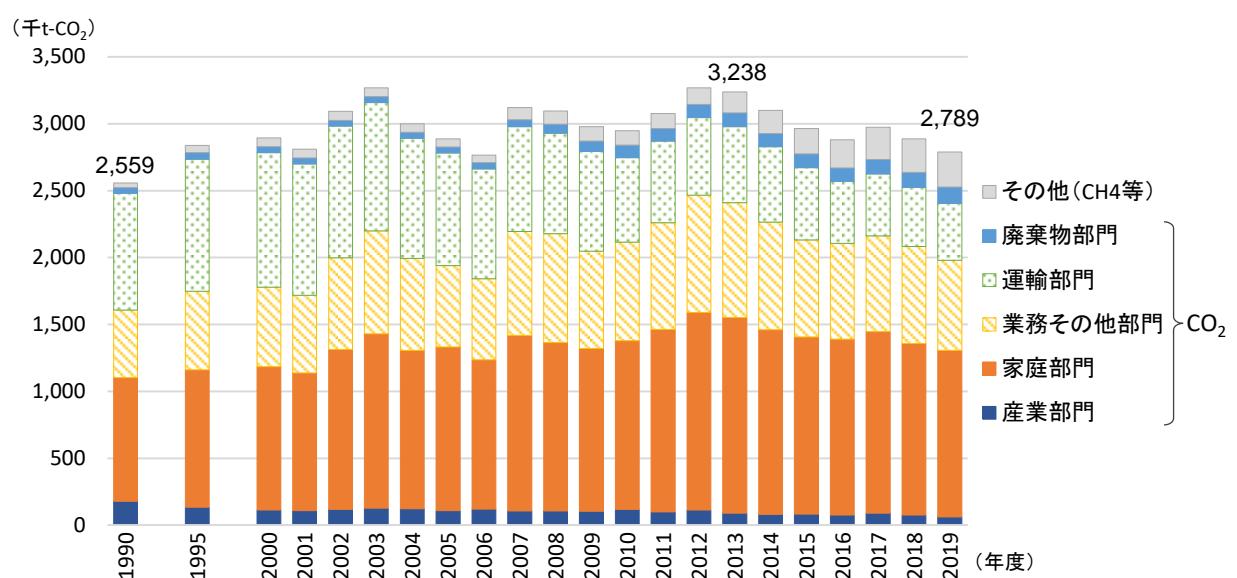


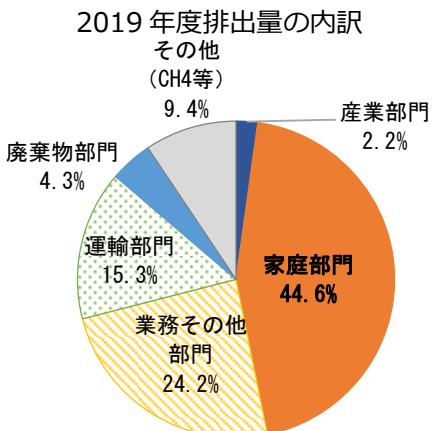
図 世田谷区における温室効果ガス排出量の推移

出典：「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2019年度）」（オール東京62市区町村共同事業）を基に作成

表 2019年度の各温室効果ガス・部門の排出量構成比と
2013年度との比較

(単位：千t-CO₂)

部門	2013年度 排出量	2019年度	
		排出量(構成比)	排出量 増減比
CO ₂	産業部門	90	61 (2.2%)
	家庭部門	1,463	1,245 (44.6%)
	業務その他部門	858	674 (24.2%)
	運輸部門	567	427 (15.3%)
	廃棄物部門	103	121 (4.3%)
その他(CH ₄ 等)	156	262 (9.4%)	67.3%
合計	3,238	2,789	-13.8%



出典：「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2019年度）」（オール東京62市区町村共同事業）を基に作成

二酸化炭素排出量とエネルギー消費量の関係～電力排出係数について～

二酸化炭素排出量は、「エネルギー消費量×排出係数」により算出されます。

「排出係数」は、一定のエネルギー使用量（例：電力 1kWh、ガス 1 m³など）当たりの二酸化炭素排出量であり、エネルギーの種類によって排出係数が異なります。様々な排出係数の中で、二酸化炭素排出量の変動に大きな影響を及ぼすのが、電力排出係数です。

電力排出係数は、発電に用いられる電源（火力、水力、太陽光、原子力など）の割合によって数値が変動します。具体的には、石炭・石油などの化石燃料を用いる火力発電の割合が高ければ数値が大きくなり、再生可能エネルギーなど非化石燃料による発電の割合が高くなれば数値が小さくなります。そのため、電力の使用に伴う二酸化炭素排出量は、エネルギー消費量が減少しても、電力の排出係数が大きくなると増加する場合があります。

最新年度（2019 年度）の東京都内の電力排出係数は 0.448 kg-CO₂/kWh となっています。東日本大震災後の火力発電所への依存の高まり等により電力排出係数は一時大きくなりましたが、近年減少傾向にあります。

世田谷区では、区内のエネルギー消費量の約 4 割を電力が占めていることから、電力の排出係数の変動の影響を受けやすく、下のグラフに示すようにエネルギー消費量が減少傾向にあっても、電力排出係数の変動に伴って二酸化炭素排出量が増減します。

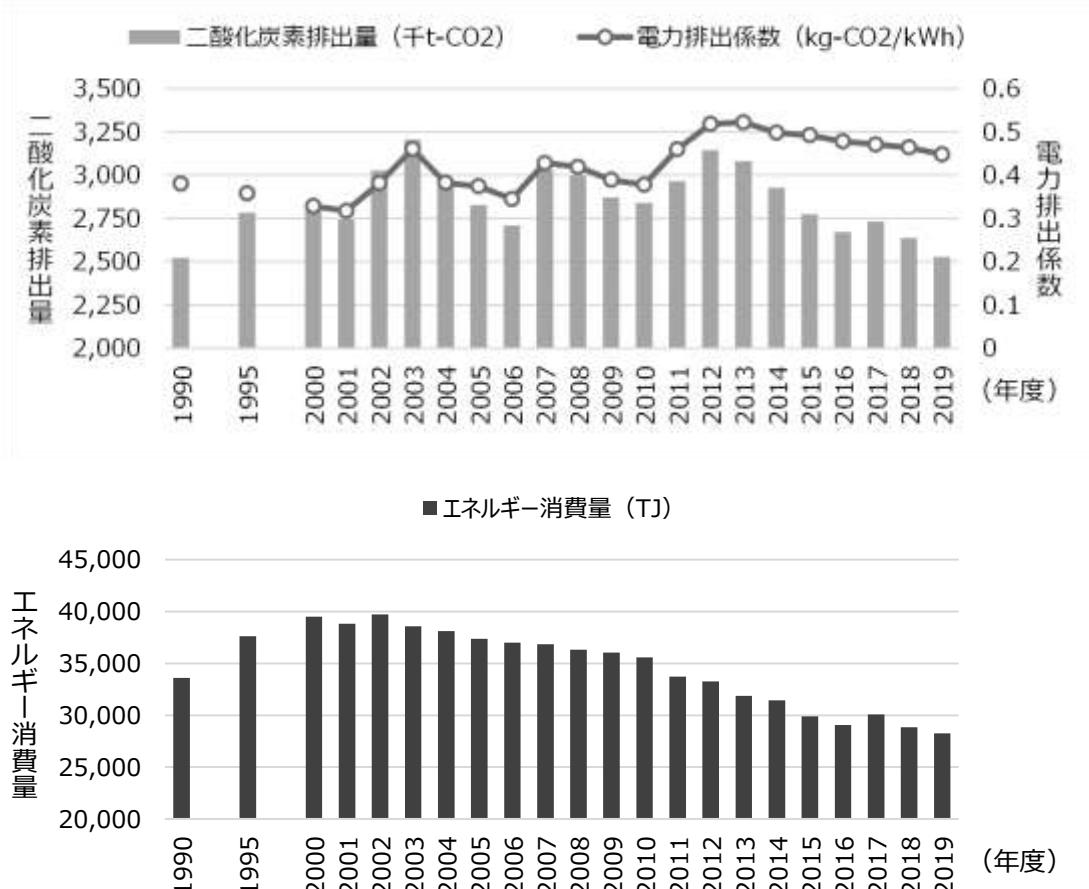


図 世田谷区における電力排出係数、二酸化炭素排出量、エネルギー消費量の推移

出典：「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2019 年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業）

(2) エネルギー消費量

温室効果ガス排出量の9割を占める二酸化炭素排出の主な要因は、エネルギー（電気・燃料等）の消費です。最終消費部門ごとのエネルギー消費量は、長期的な傾向として2002年度をピークに減少しています（2016年度・2017年度の間の変動は、厳冬による暖房利用の影響による）。

2019年度の部門別のエネルギー消費量を見ると、家庭部門が最も多く、次いで業務その他部門、運輸部門、産業部門となっています。

2019年度のエネルギー消費量を、国が温室効果ガス削減目標の基準としている2013年度と比較すると、産業部門が30.3%、運輸部門が24.1%減少していますが、消費量の多い家庭部門は4.1%の減少にとどまっています。

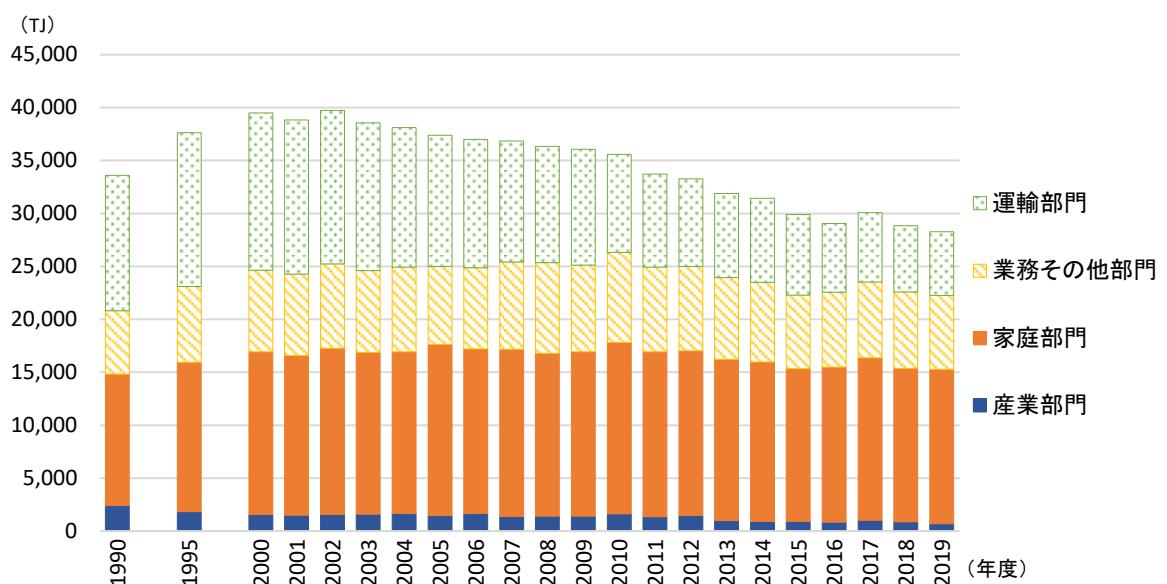


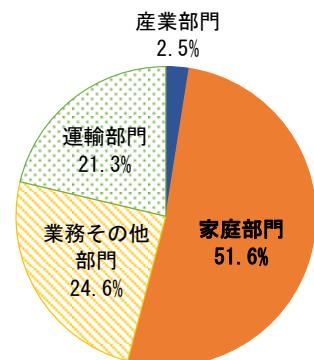
図 世田谷区における最終消費部門ごとのエネルギー消費量の推移

出典：「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2019年度）」（オール東京62市區町村共同事業）を基に作成

表 2019年度の各部門のエネルギー消費量と2013年度との比較

部門	2013年度 エネルギー消費量	2019年度	
		エネルギー消費量（構成比）	消費量増減比
産業部門	1,010	704 (2.5%)	-30.3%
家庭部門	15,217	14,593 (51.6%)	-4.1%
業務その他部門	7,724	6,954 (24.6%)	-10.0%
運輸部門	7,928	6,020 (21.3%)	-24.1%
合計	31,879	28,271	-11.3%

2019年度エネルギー消費量
の内訳



出典：「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2019年度）」（オール東京62市區町村共同事業）を基に作成

(3) 家庭部門のエネルギー消費量

エネルギー消費量の多い家庭部門について、世帯当たりエネルギー消費量の推移を見ると、若干の変動はあるものの2002年度をピークに減少傾向にあります。

2019年度の世帯当たりエネルギー消費量は、29,802MJ/世帯です。国が温室効果ガス削減目標の基準としている2013年度と比較すると-8.8%に相当します。

世帯当たりエネルギー消費量の減少率に比べ、家庭部門全体のエネルギー消費量の減少幅が小さいのは、世帯数が増加しているためです（2019年度の世帯数は、2013年度に対し5.1%増加）。

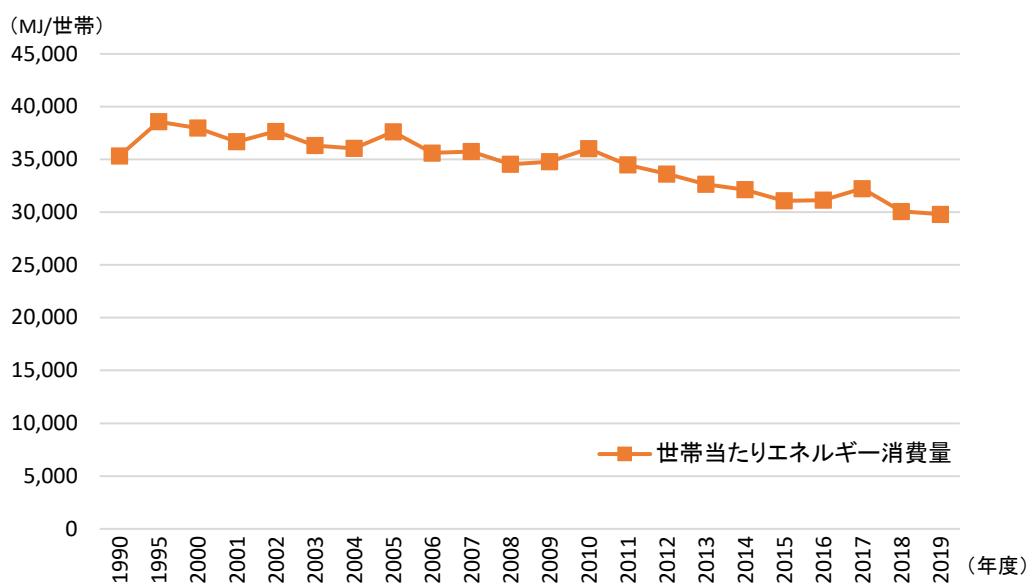


図 世田谷区における世帯当たりエネルギー消費量の推移

出典：「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2019年度）」（オール東京62市区町村共同事業）を基に作成

2-3 温室効果ガス排出量の将来推計

現状以上の対策を行わないと仮定し、人口、業務用建築物床面積、製造品出荷額など「活動量」と呼ばれる指標が、これまでの傾向の延長で変動した場合を「現状趨勢」といいます。「現状趨勢」によって見込まれる2030年度の排出量は、2013年度に対し4%程度減少する水準になると見込まれます。

表 現状趨勢ケースの推計結果

部門	2013年度 【実績】 (千t-CO ₂)	2019年度 【実績】 (千t-CO ₂)	2030年度		
			排出量 【推計】 (千t-CO ₂)	構成比	排出量 増減比
CO ₂	産業部門	90	61	69	2.2% -23%
	家庭部門	1,463	1,245	1,294	41.7% -12%
	業務その他部門	858	674	812	26.1% -5%
	運輸部門	567	427	353	11.4% -38%
	廃棄物部門	103	121	102	3.3% -1%
	計	3,081	2,528	2,630	84.7% -15%
その他(CH ₄ 等)		156	262	475	15.3% 204%
合計		3,238	2,789	3,105	-4%

<推計方法>

○CO₂

- ・CO₂排出量は、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」*から提供された「将来推計ファイル」のデータを用いて推計しました。
- ・現状趨勢ケースのため、活動量のみトレンドに基づく変化率を設定し、エネルギー消費量当たりCO₂排出量、活動量の原単位当たりエネルギー消費量の変化率は0として推計しました。

○その他のガス

- ・直近10年間（2010年度～2019年度）のデータから、近似式を求め、トレンドにより排出量を推計しました。
- ・なお、2013年度から排出量の算定にNF₃が追加されましたが、排出量の値が小さいため影響はほぼないと判断しました。

表 部門ごとの活動量の想定

部門		活動量指標	活動量の想定
産業部門	農業	農家数	トレンド予測をもとに設定
	建設業	新築着工面積	トレンド予測をもとに設定
	製造業	製造品出荷額	近年は増減傾向がみられないため、現状維持を想定
家庭部門		人口	世田谷区将来人口推計（令和3年7月補正）を基に増減率を設定
業務その他部門		業務用床面積	トレンド予測をもとに設定
運輸部門	自動車	自動車走行量	トレンド予測をもとに設定
	鉄道	乗降客数	トレンド予測をもとに設定
廃棄物部門		焼却ごみ量	トレンド予測をもとに設定

*みどり東京・温暖化防止プロジェクト

都内62市町村では、2007年度から、東京のみどりの保全や温暖化防止について連携・共同して取り組むため、オール62東京市町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を開催しています。事業の一環としてCO₂を含む温室効果ガス排出量について、区市共通の算定手法に基づき毎年推計が行われています。

2 – 4 前計画の評価と計画改定にあたっての視点

(1) 温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の状況

区全体の温室効果ガス排出量は、若干の変動はあるものの 2012 年度をピークに排出量は減少しています。また、最終消費部門ごとのエネルギー消費量は、長期的な傾向として減少しています。

部門別の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量とも、家庭部門、業務その他部門の割合が高く、2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、区民、事業者と区が協働して取組みを進めることが重要です。

(2) 区民の取組状況

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」(2018 年 8 月実施) によると、エアコンの設定温度に気をつける、こまめに水道の蛇口、シャワーをとめるといった 8 つの省エネルギー行動について、「いつもやっている」「時々やっている」を合計した割合は概ね 8 割前後に達しており、省エネルギーに関する取組への意識は高い状況です。また、2013 年に実施した調査と比較して、再生可能エネルギーを利用している回答者の割合は 3.4% から 6.5% に、これから利用したいと回答した人の割合は 8.7% から 40.7% に大きく増えており、再生可能エネルギーの利用への関心が高まっています。

これらの結果から、家庭における地球温暖化対策の取組みが浸透しつつあると考えられます。

気候危機については、「世田谷区民意識調査 2021」(2021 年 5 月実施) において、区が行った気候非常事態宣言を「知らない」と答えた回答者は約 85% で、認知は十分とはいえない状況です。また、重点的に取り組むべき気候危機への対策については、「風水害や猛暑などの災害への対策」を約 71% の回答者が選択した一方で、最も選択された割合の低かった「住まい・建物の省エネルギー化の推進」は 29.7% に留まりました。

気候危機の状況を区民と共有すること、二酸化炭素排出量の大幅削減に向けた住まい・建物の省エネルギー化の重要性に対する理解を広げていくことが必要です。

(3) 区の取組状況

前計画に定めた進捗管理指標は、目標に対して 2020 年度までの時点では概ね順調に推移していました。しかし、「省エネポイントアクションで省エネに成功した区民の割合」の減少など、一部の指標については基準年と比較して、実績値が後退しています。

(4) 今後の方向性

今回の計画では、「世田谷区気候非常事態宣言」で表明した2050年の二酸化炭素排出実質ゼロをめざすことを踏まえると、さらなる対策を進めていく必要があります。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う人々のライフスタイルやビジネススタイルの変化がもたらす影響の先行きが不透明な状況にあり、今後の変化を注視していく必要があります。他方では、この機を捉えて、グリーンリカバリーの視点を持って、地球温暖化の緩和と適応の取組みを進め、持続可能な社会を築いていくことが求められています。

持続可能な社会の構築に向けては、区民や事業者などの様々な主体から政策提案などの意見を広く求めながら、課題の解決に取り組んでいくことが重要となってきます。

また、地球温暖化対策を進めることは、みどりの保全や創出による地域環境の改善、歩いて暮らせるまちづくりによる住民の健康増進、再生可能エネルギー設備が非常用電源として機能することによる防災性の向上など、様々な副次的便益（コベネフィット）を伴います。

今後の方向性として、グリーンリカバリーや地球温暖化対策の副次的便益の考え方即して、環境・経済・社会の統合的な向上に資する対策を進めていくことが求められます。

その中で、住宅都市である世田谷区の特徴を踏まえ、民生家庭部門の温室効果ガス排出量削減に向け、省エネルギーに寄与するライフスタイルや住まいづくりをはじめ、再生可能エネルギーの利用拡大に資する施策などに引き続き取り組んでいくことが有効と考えられます。

さらに、台風の勢力拡大、頻発する集中豪雨、記録的な猛暑など、気候変動によってすでに表れている影響への防災・減災対策についても、強化していく必要があります。

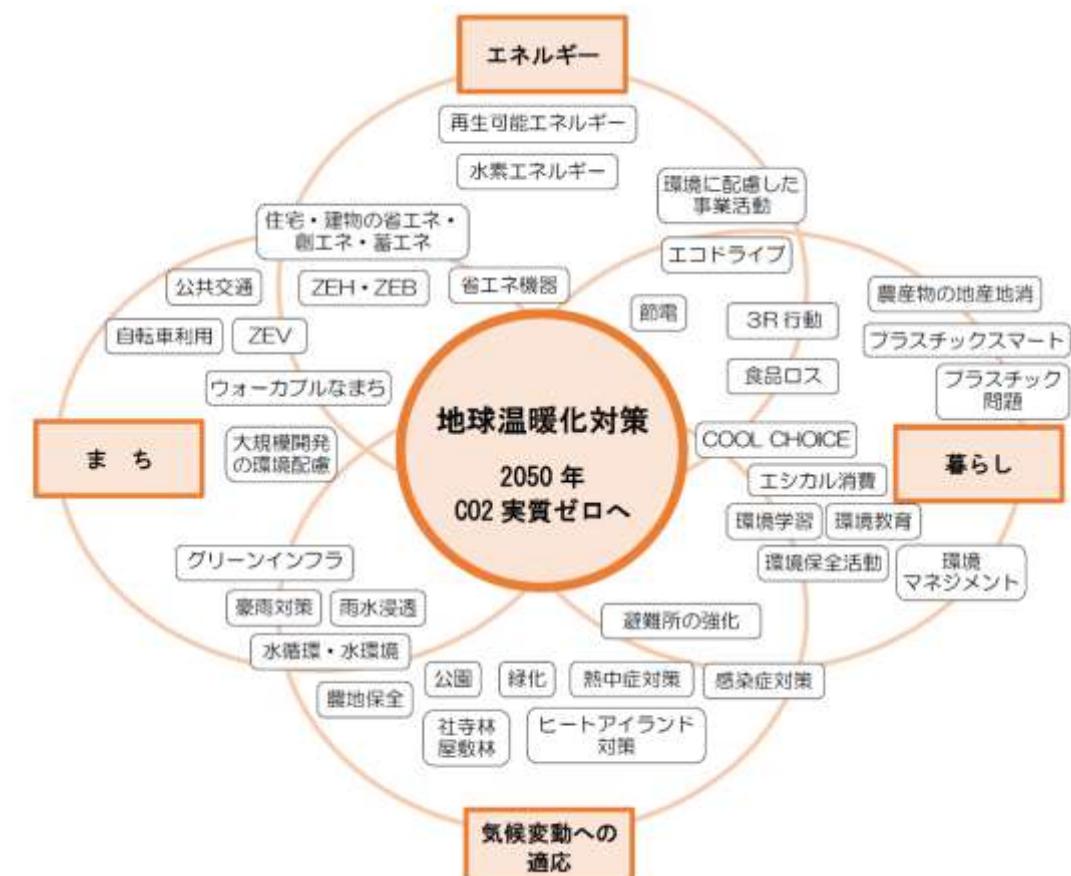


図 地球温暖化対策が対象とする範囲の模式図

気候市民会議

気候市民会議は、無作為抽出などによって選ばれた市民（数十人～150人程度）が、数ヶ月かけて気候変動対策について話し合う会議のことです。近年、ヨーロッパ各国で広がりを見せており、国内でも実行委員会等が主催となり、札幌市、川崎市などで開催されています。

全国に先駆けて2020年に気候市民会議を開催した札幌市では、無作為抽出で選ばれた20名の市民が、オンラインで4回にわたって会議を行いました。参加者は、参考人からの情報提供を聞き、質疑応答やグループ討議を行った上で、脱炭素社会のビジョンや実現の時期など計70項目についてオンラインで意見を投票しました。投票の結果などは報告書としてとりまとめられ、札幌市に提出されました。

(5) 計画改定にあたっての視点

前項までの検討を踏まえ、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を達成していくため、この度の計画改定にあたっては、次の視点に立って、国や東京都が進める施策と合わせて、区の施策による更なる温暖化対策を進めていくことが必要です。

＜計画改定にあたっての視点＞

- ・2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた新たな目標設定（2050年目標を見据えた中期目標の設定）
- ・区民・事業者が主役となった、脱炭素に役立つライフスタイル、ビジネススタイルに向けた区民、事業者の行動促進（行動に伴う効果の見える化、行動変容につながる情報発信・啓発、仕組みづくり）
- ・地球温暖化に関連する幅広い分野に好影響を与える総合的・計画的な対策の推進（例：住宅の断熱化に伴うヒートショックの防止、再エネ設備導入による非常用電源の確保）
- ・省エネルギー化の推進（住宅・事業所等の省エネ・断熱化、大規模建築物の環境配慮など）
- ・再生可能エネルギーの利用と創出の拡大（再生可能エネルギーの地産地消、せたがや版RE100の推進など）
- ・地域間連携による取組みの推進（川場村をはじめとした、自然エネルギーを生産する地域との連携）
- ・脱炭素に役立つまちづくり（公共交通や自転車の利用促進、ZEVの普及促進に向けた都市インフラの整備など）
- ・みどりを活かした地球温暖化対策の推進（二酸化炭素の吸収、カーボンオフセットなど）
- ・ごみの発生抑制等の推進（区民・事業者の2R行動の促進（プラスチック使用製品や食品ロス対策を含む））
- ・環境学習・環境教育を通じた意識醸成（次世代の人材育成など）
- ・脱炭素に役立つ社会経済、暮らしへの転換（グリーンリカバリー、ESG投資など）
- ・緩和策と適応策の両輪による対策強化（グリーンインフラを取り入れた豪雨対策・ヒートアイランド対策などの適応策）

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた新たな目標

緩和策

- ・省エネルギー化
- ・地域間連携
- ・みどりの活用
- ・再生可能エネルギーの利用拡大
- ・まちづくり
- ・ごみの発生抑制と資源の有効活用

適応策

- ・豪雨対策
- ・暑熱対策、ヒートアイランド対策
- ・健康関連施策

幅広い分野をつなぐ総合的・計画的な対策

脱炭素に役立つライフスタイル、ビジネススタイルへの転換

脱炭素に役立つ社会経済、暮らしへの転換

環境学習・環境教育

第3章 計画の目標

3-1 世田谷区のめざす将来像

(案)

～小さなエネルギーとまちのみどりで豊かに暮らす～

脱炭素につながるまち せたがや

調整中

地球温暖化に起因する強力な台風や集中豪雨の頻発、その被害は年々深刻化しています。しかし、世界の二酸化炭素排出量は、今なお増加が続いている、今後も、極端な高温や大雨が発生する可能性がより高くなるとされるなど、気候変動問題は、気候危機と呼ぶべき非常事態に直面しています。

将来を担う世代に、みどりに恵まれた良好な環境を引き継いでいくため、区民、事業者、区をはじめあらゆる主体が一丸となって、地球温暖化の緩和と適応に取り組んでいくことが必要です。

そのために、これまで以上に省エネルギー・エネルギーの効率的な利用に取り組むとともに、太陽光をはじめとする自然の力を活かして生み出される再生可能エネルギーの利用を拡大し、二酸化炭素排出量実質ゼロの暮らしを実現していきます。

同時に、自然が有する多様な機能を賢く活用し、持続的で魅力あるまちづくりを進める取組みであるグリーンインフラを取り入れ、気候変動に対する強さとしなやかさをもったまちをつくります。

国や東京都の施策と連携を図りながら、区民、事業者、区の協働によりこれらの取組みを進め、脱炭素社会を構築していきます。そして、持続可能な発展を実現し、良好な環境を次世代に引き継いでいきます。

3 – 2 総量削減目標

2018年に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」では、「温暖化の影響は1.5°Cの上昇でも大きいが2°Cになると更に深刻になり、1.5°C未満の抑制が必要であること」、「気温上昇を止めるためには、2030年までに二酸化炭素排出量を半減し、2050年頃までに正味ゼロとする必要があること」が示されました。2021年10月から11月にかけて開催されたCOP26においては、1.5°C目標に向かって世界が努力することが合意されました。

国内では、2021年5月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法に位置付けられました。また、2021年10月に閣議決定された国新たな地球温暖化対策計画において、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」という目標が示されました。

また、区は、国に先駆けて2020年10月16日に行った「世田谷区気候非常事態宣言」において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすこと表明しました。

これらの経緯を踏まえ、本計画においては、長期目標として2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロとし、その達成に向けた中間段階の目標として2030年度までの中期目標を設定します。

(1) 長期目標

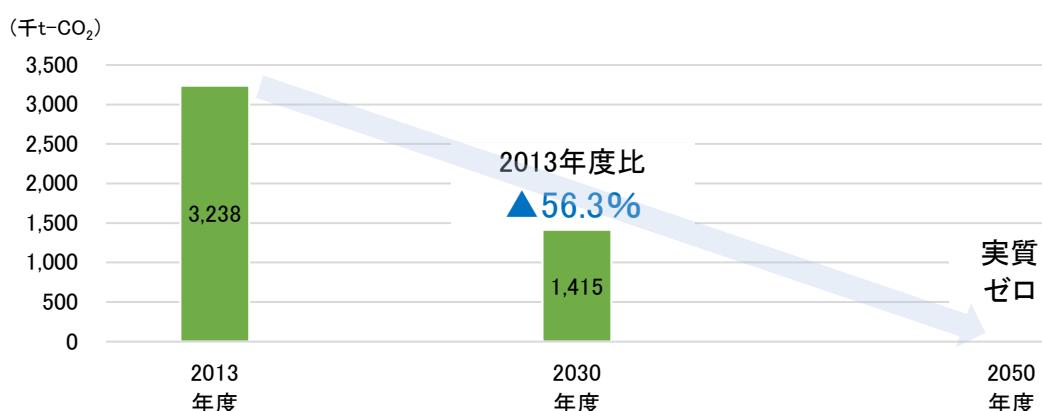
調整中

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにします

さらなる挑戦として、2045年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ
をめざします

気候危機の危機的状況を脱し、次世代に良好な環境を引き継いでいくため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにします。

さらに、よりよい未来を築くため、2045年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを達成することをめざします。

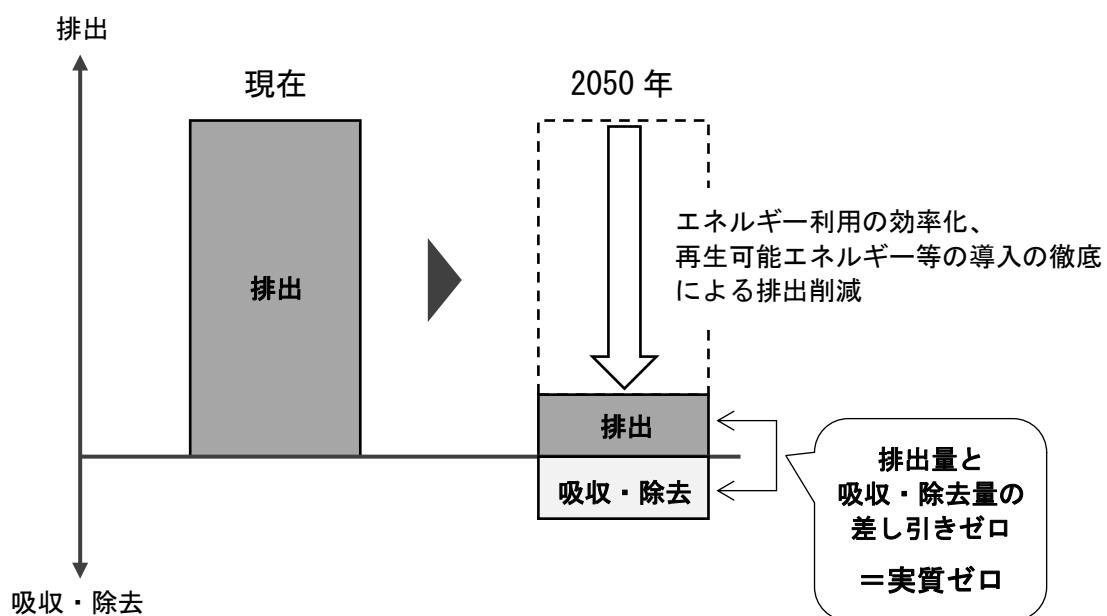


「実質ゼロ」とは

温室効果ガスまたは二酸化炭素排出の「実質ゼロ」は、「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを意味します。

エネルギー利用の効率化、再生可能エネルギー等の導入を徹底しても、排出を完全にゼロに抑えることは現実的に困難です。このため、排出せざるを得なかった量から、森林などによる吸収量、二酸化炭素を回収・貯留する技術などによる除去量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることをめざすものです。

世田谷区では2032年に区内のみどり率33%の達成をめざす「世田谷みどり33」を中心に、みどりの保全・創出に取り組んでいます。こうした取組みによる吸収量の拡大は、「実質ゼロ」達成に貢献するものです。



(2) 中期目標 [2030 年度]

脱炭素社会の実現に向けては、省エネルギー化とエネルギーの効率的利用によって使うエネルギーを減らしていくとともに、再生可能エネルギー等の利用を拡大し、エネルギーの脱炭素化を進めていくことが必要です。

そのため、本計画においては、中期目標として、温室効果ガス排出量（7ガス全体）及び区民や事業者の取組みの努力が反映される二酸化炭素排出量の削減目標を掲げるとともに、エネルギー消費量、再生可能エネルギーの利用に関する目標を併せて設定します。

①温室効果ガス排出量（7ガス全体）

調整中

2030 年度において、2013 年度比で 56.3% 削減をめざします。

さらなる挑戦として、2013 年度比で 60% 削減を掲げます。

国や都が示す 2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標を踏まえたうえで、2030 年度の世田谷区における温室効果ガス排出量の将来予測に、電力排出係数の改善、現時点で想定し得る国等による対策効果、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を積み上げ、さらに、区が独自に追加し実施する対策の効果を加えて、2013 年度比 56.3% の削減をめざします。

さらに、野心的な目標として、2013 度比 60% の削減を掲げます。

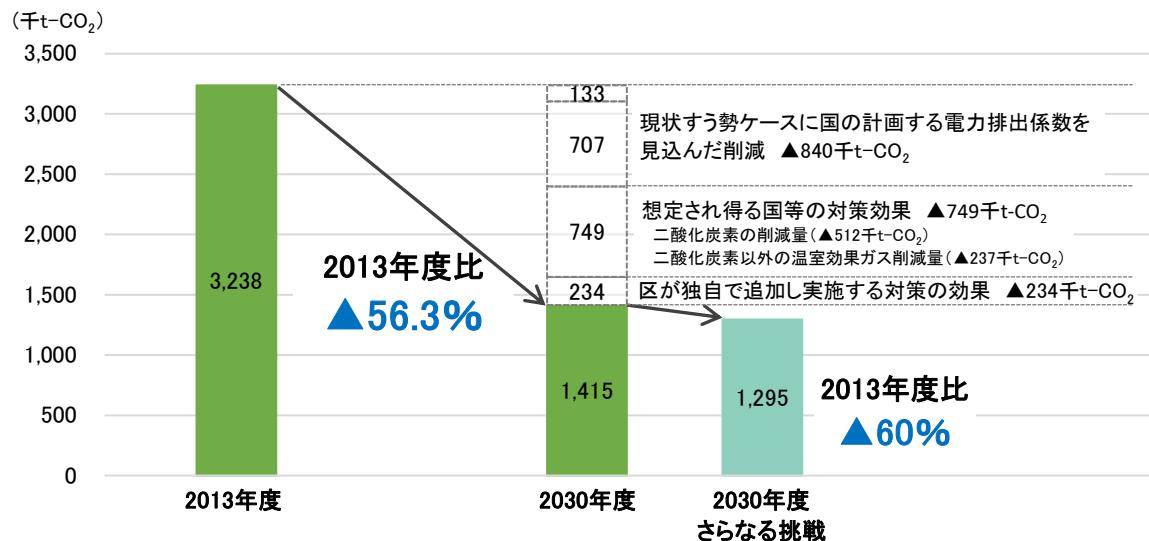


図 温室効果ガス排出量（7ガス全体）の削減目標（2013 年度）

区全体で 2013 年度比 56.3% の削減を実現するための部門別目標として、産業部門 48% 削減、家庭部門 68% 削減、業務その他部門 56% 削減、運輸部門 69% 削減、廃棄物部門 3% 削減の達成をめざします。

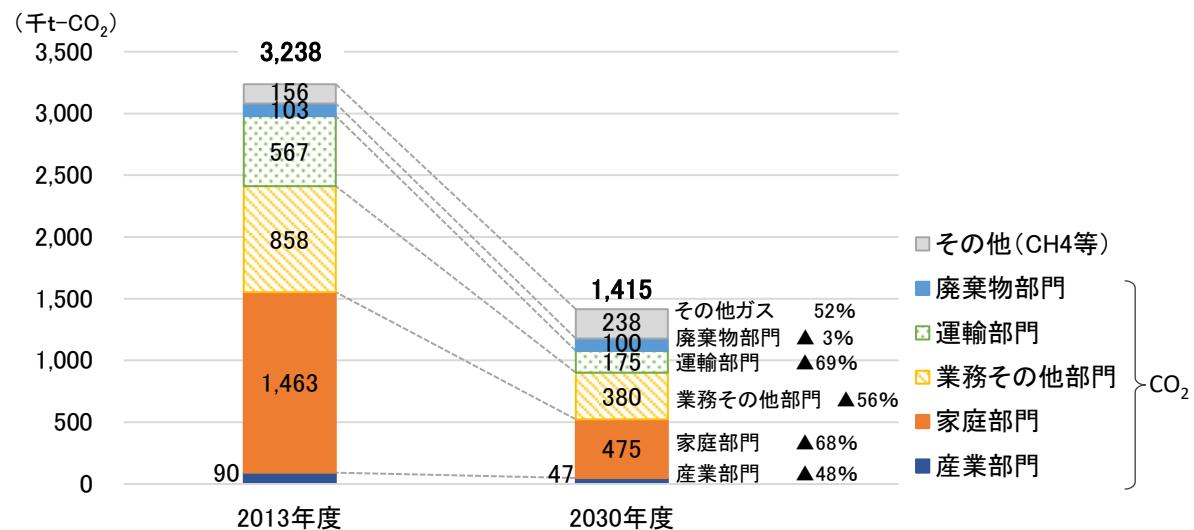


図 部門別の削減目標

②二酸化炭素排出量

調整中

2030 年度において、2013 年度比で 61.8% 削減をめざします。

二酸化炭素排出量は、世田谷区において温室効果ガス排出量の大半を占めることから、本計画の削減目標として設定します。

③エネルギー消費量

調整中

2030 年度において、2013 年度比で 39.3% 削減をめざします。

エネルギー消費量は、数値が変動する電力排出係数（p. 29 参照）の影響を受けず、区民や事業者の努力と成果を正しく評価することができるため、本計画の削減目標として設定します。

④再生可能エネルギーの導入に関する目標

2030 年度において、

再生可能エネルギーを利用している区民の割合* 50 %をめざします。

*「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」の有効回答者のうち、「再生可能エネルギーを利用している」と回答した人の割合

コラム

省エネと再エネの相乗効果

CO₂ 排出量削減は、省エネルギー（省エネ）と再生可能エネルギー（再エネ）を組み合わせることで、相乗効果が生まれます。

同じ削減量をめざすとき、エネルギーを使う側と創る側が協力すれば、少ないコストで大きな効果を生み、目標を達成することができます。

省エネ

エネルギー需要
約 70% 削減

対策後のエネルギー消費量*

0.3

再エネ

エネルギーの脱炭素化
約 70% 改善

対策後の排出係数*

0.3

CO₂ 排出量

90% 削減

対策後の排出量*

約 0.1

*対策前を 1 としたときの対策後の値

3 – 3 個別削減目標

世田谷区の温室効果ガス排出量を着実に削減していくため、排出特性を踏まえた指標と目標を設定します。

具体的には、区全体の二酸化炭素排出量に占める割合が最も高い家庭部門に着目し、家庭での1人当たり二酸化炭素排出量及び1人当たりのエネルギー消費量を指標とし、電気、ガスなどのエネルギー消費の削減を促していきます。

[家庭部門の個別目標]

調整中

2030年度において、

- ・家庭での1人当たりの二酸化炭素排出量を2013年度比で70.2%削減
 - ・家庭での1人当たりのエネルギー消費量を2013年度比で44.1%削減
- をめざします。

コラム

家庭でのCO₂排出・エネルギー消費削減に向けた取組み

2020年度における世帯当たりの年間CO₂排出量（電気、ガス、灯油の合計）は2.88t-CO₂です（環境省「令和2年度 家庭部門のCO₂排出実態統計調査」）。

STEP 1～STEP 3の対策を積み重ねることで、約70%の排出量を削減できます。

STEP 1 日常的な省エネ行動 年間の削減効果 約0.36t-CO ₂	<p>使わない照明、家電ごまめに電源OFF 省エネモード設定の利用 適切な温度設定 季節に合わせて調整</p>
STEP 2 家電などの買換え 電気の契約変更 年間の削減効果 約0.75t-CO ₂	<p>LED照明への変更 →年間0.05t-CO₂削減 省エネ型の家電への買換え →年間0.27t-CO₂削減 電気料金プランの変更 →再エネ比率30%のプランに変更した場合 年間0.43t-CO₂削減</p>
STEP 3 住宅設備の対策 年間の削減効果 約0.90t-CO ₂	<p>窓の断熱化 →年間0.36t-CO₂削減 太陽光発電の導入 →年間0.54t-CO₂削減 STEP 1からSTEP 3まで実行すると 世帯当たり排出量(2.88t-CO₂) 約70%を削減！ <small>*環境省「令和2年度家庭部門のCO₂排出実態統計調査」</small></p>
さらなるSTEP UP ZEH・ZEV導入 CO ₂ 排出実質ゼロ！	<p>ZEH 太陽光発電 HEMS 高効率給湯器蓄電システム ZEV 日射遮蔽 高断熱窓 高断熱外皮 高効率照明</p>
<p>外出時に徒歩、自転車、公共交通機関で移動する、マイバックやマイボトルを利用する、食品の適量購入や食べきれる量の調理を心がける、環境に配慮した商品やサービスを選択するなどの取組みにより、CO₂をさらに削減することができます。</p>	



家庭でのエネルギー消費の削減に向けた取組み（例）

■エネルギー消費の削減に向けた取組みの効果

取組み		省エネ効果 (年間)	家計の節約 (年間)	CO ₂ 削減量 (年間)	
リビングルーム	冷房時の室温は28°Cを目安にする	電気 30.2kW	800円	14.8kg	
	冷房の使用時間を1日1時間減らす	電気 18.8kW	500円	9.2kg	
	暖房時（エアコン）の室温は20°Cを目安にする	電気 53.1kW	1,410円	26.0kg	
	暖房（エアコン）の使用時間を1日1時間減らす	電気 40.7kW	1,080円	19.9kg	
	フィルターをこまめに掃除する（月2回程度）	電気 32.0kW	850円	15.6kg	
	電気カーペットは広さにあった大きさにする	電気 89.9kW	2,380円	44.0kg	
	電気カーペットの設定温度は「強」から「中」にする	電気 186.0kW	4,930円	91.0kg	
	こたつの設定温度を低めにする	電気 49.0kW	1,300円	24.0kg	
	テレビ画面は明るすぎないように設定する	電気 27.1kW	720円	13.3kg	
	白熱電球(54W)をLED電球(8W)に交換する	電気 92.0kW	2,440円	45.0kg	
	照明の使用時間を1日1時間減らす	白熱電球（消費電力54W）	電気 19.7kW	520円	9.6kg
		蛍光灯（消費電力12W）	電気 4.4kW	120円	2.2kg
		LED電球（消費電力8W）	電気 2.9kW	80円	1.4kg
キッチン	モップや雑巾を使って掃除機をかける時間を減らす	電気 16.4kW	430円	8.0kg	
	パソコンを使う時間を1日1時間減らす	デスクトップ	電気 31.6kW	840円	15.5kg
		ノート	電気 5.5kW	150円	2.7kg
	パソコン（デスクトップ）の電源オプションの見直しをする	電気 12.6kW	330円	6.2kg	
	冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置する	電気 45.1kW	1,190円	22.1kg	
バス・トイレ・洗面所	冷蔵庫は季節に合わせて設定温度を調節する	電気 6.17kW	1,630円	30.2kg	
	冷蔵庫にはものを詰め込まない	電気 43.8kW	1,160円	21.4kg	
	炊飯器の長時間保温はせず、使わないときはプラグを抜く	電気 45.8kW	1,210円	22.4kg	
	電気ポットの長時間保温はしない	電気 107.5kW	2,850円	52.6kg	
	洗濯物はまとめて洗う	電気 5.9kW 水道 16.8 m ³	4,190円	14.1kg	
ドライブ	衣類乾燥機はまとめて使い、回数を減らす	電気 42.0kW	1,110円	20.5kg	
	こまめにシャワーを止める	ガス 12.8 m ³ 水道 4.4 m ³	2,440円	30.7kg	
	お風呂は間隔をあけずに続けて入る	ガス 38.2 m ³	4,130円	82.9kg	
	使わないときは、電気便座のふたを閉める	電気 34.9kW	920円	17.1kg	
	電気便座の設定温度を低くする	電気 26.4kW	700円	12.9kg	
	歯磨き中、水を流しっぱなしにしない	水道 3.9kW	940円	2.6kg	
	ふんわりアクセ「eスタート」	燃料 83.57ℓ	11,950円	194.0kg	

（参考文献）

◇リビングルーム／キッチン／バス・トイレ・洗面所

東京都環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課「家庭の省エネ対策ハンドブック 2021年度版」

◇ドライブ

資源エネルギー庁「無理のない省エネ節約」

（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/howto/）

第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会を実現し、将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な社会をつくるためには、誰もが無関係ではなく、区民、事業者、行政、教育機関、N P O、来街者などのあらゆる主体が取り組む必要があります。

第3章に示した区のめざす将来像の実現と、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、区民、事業者、区等のそれぞれが、主体的に地球温暖化の緩和と適応に向けた取組みを進めます。区は、施策の推進を通じて区民、事業者等の行動を支え、気候危機に力を合わせて行動していきます。

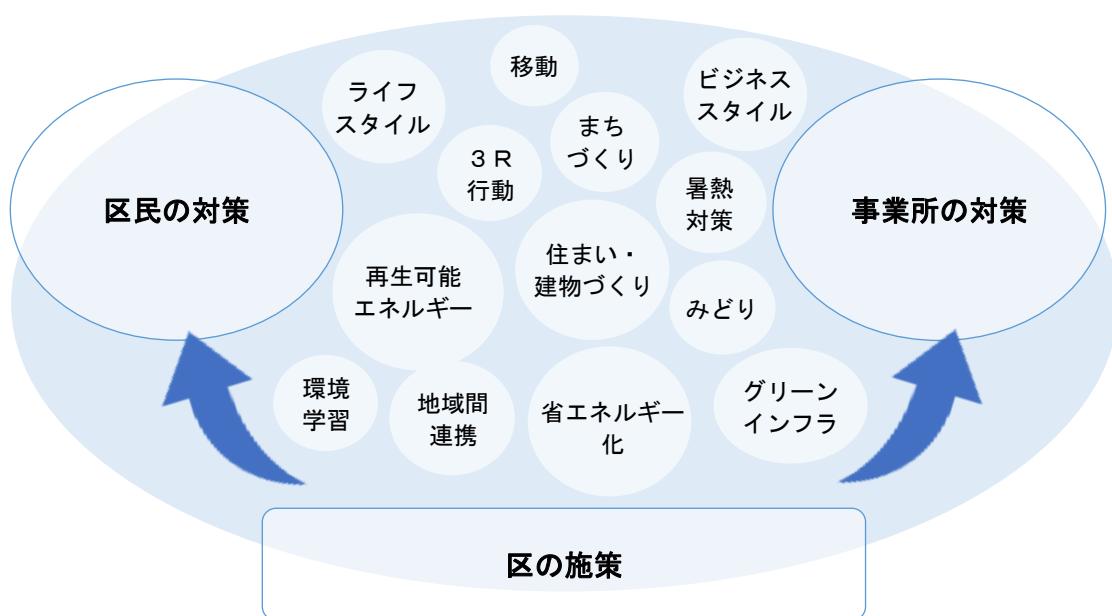


図 区民・事業者の対策と区の施策の考え方

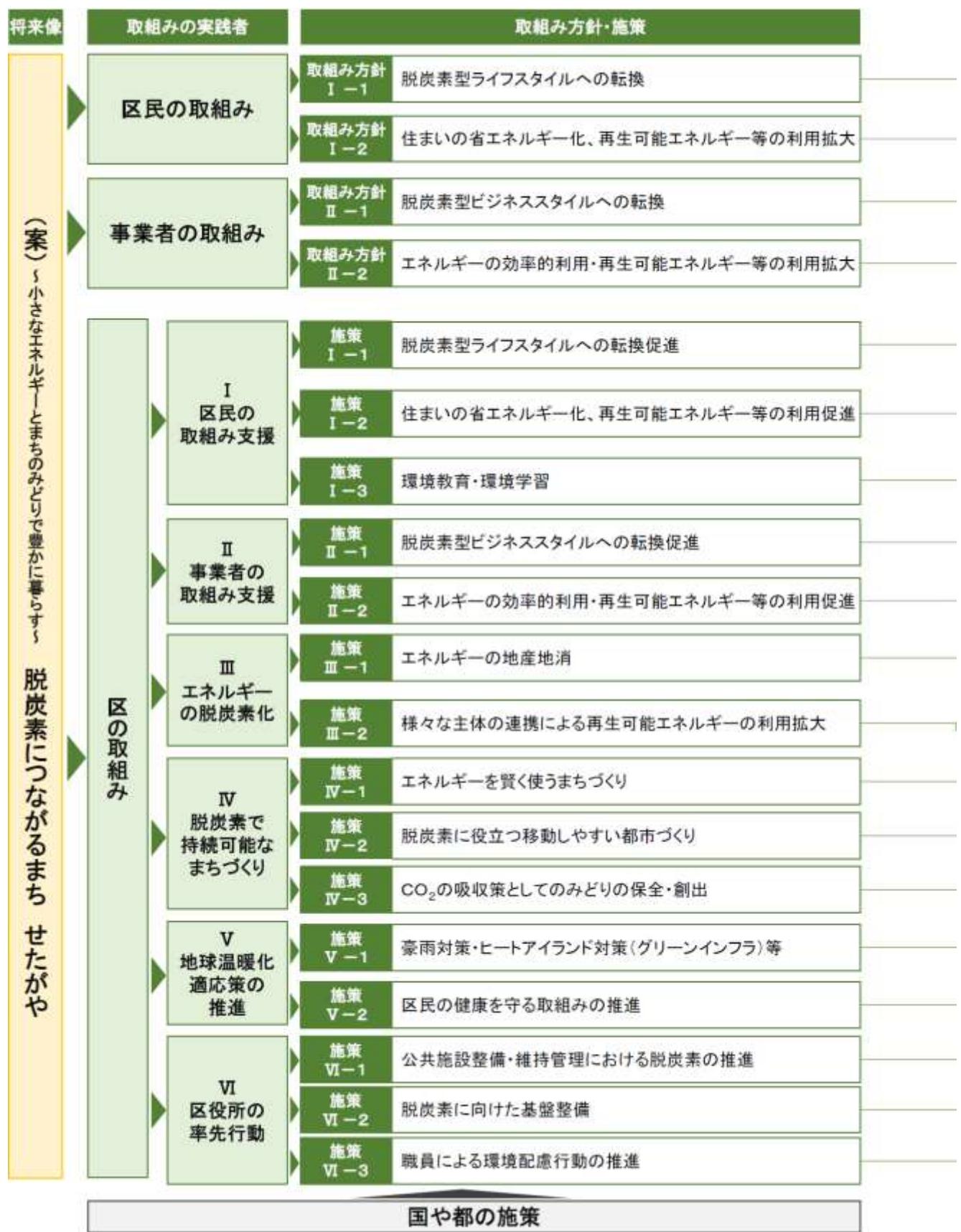
次ページでは、本計画の対策・施策の体系とこれに伴う二酸化炭素削減量、及び関連するSDGsの目標を示しています。

このうち、区の施策は以下6つの柱により構成します。

- 施策の柱Ⅰ　区民の取組み支援
- 施策の柱Ⅱ　事業者の取組み支援
- 施策の柱Ⅲ　エネルギーの脱炭素化
- 施策の柱Ⅳ　脱炭素で持続可能なまちづくり
- 施策の柱Ⅴ　地球温暖化の適応策の推進
- 施策の柱Ⅵ　区役所の率先行動

施策の体系

この計画では、地球温暖化緩和策と適応策によって取組みを構成しています。適応策は、区民の取組みの方針Ⅰ-1③、事業者の取組みの方針Ⅱ-1③、区の取組みの「V 地球温暖化適応策の推進」などにより構成しています。



取組み	CO ₂ 削減量(千t-CO ₂)		関連するSDGs
	国・都・区の対策	区の独自の対策	
①省エネルギー行動の実践 ②脱炭素に役立つ様々な活動の実践 ③気候変動への適応 ④住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入 ⑤再生可能エネルギーの導入 ⑥みどり豊かな住まいづくり等	7.1 *1	1.8 *6	
①省エネルギー行動の実践 ②脱炭素に役立つ様々な活動の実践 ③気候変動への適応 ④建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入 ⑤再生可能エネルギーの導入 ⑥事業所の緑化等	283.3 *2	140.1 *7	
①省エネルギー行動の実践 ②脱炭素に役立つ様々な活動の実践 ③気候変動への適応 ④建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入 ⑤再生可能エネルギーの導入 ⑥事業所の緑化等	0.4 *3	*8.9に含む	
①脱炭素に役立つライフスタイルに関する情報発信 ②見える化等を活用した省エネルギー行動の支援 ③ごみの発生抑制への支援 ④地域団体等の活動支援・協働 ⑤住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進 ⑥再生可能エネルギーの導入促進 ⑦みどり豊かな住まいづくり等の促進 ⑧脱炭素に役立つ住宅に関する普及啓発 ⑨気候危機を担う次世代の人材育成 ⑩学校等における環境教育・環境学習 ⑪環境意識の醸成	*1.5に含む	*6.9に含む	
①脱炭素に役立つ事業活動や働き方の促進 ②見える化等を活用した省エネルギー行動の支援 ③ごみの発生抑制への支援 ④建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進 ⑤再生可能エネルギーの導入促進 ⑥事業所緑化等の促進	*2に含む	*7に含む	
①再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発 ②再生可能エネルギーの地産地消の拡大 ③開発事業等に伴う再生可能エネルギーの導入促進 ④水素エネルギーの普及啓発 ⑤自治体間ネットワークの構築 ⑥再生可能エネルギーの導入促進	*3.5に含む	*8に含む	
①エネルギーを賢く使うまちづくり ②公共交通の利用環境の整備 ③ウォーカブルなまちづくり・自転車利用の促進 ④環境に負荷をかけない自動車利用の促進とZEVのインフラ整備 ⑤脱炭素に役立つ交通に関する区民への普及啓発 ⑥街づくりを通じたみどりの保全・創出と公園・緑地の整備(カーボンオフセット) ⑦農地の保全・活用	*2.4に含む	*7.8に含む	
①豪雨対策、風水害対策の推進 ②ヒートアイランド対策の推進 ③熱中症対策の推進 ④感染症予防に関する普及啓発 ⑤公共施設の整備(新築・改築)における省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の導入 ⑥公共施設の維持管理における省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の導入 ⑦公共施設の緑化・ヒートアイランド対策・水循環の推進 ⑧環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な本庁舎等整備 ⑨再生可能エネルギー電力の導入 ⑩公用車のZEV化 ⑪DXの推進 ⑫職員への意識啓発 ⑬職員の行動推進	112.0 *5	50.8 *9	
(注1)国や東京都と区が連携・協働して実施する対策 (注2)区が独自に追加し実施する対策	小計 合計	511.9 745.6	233.7

4 - 1 区民の取組み

取組み方針 I - 1 脱炭素型ライフスタイルへの転換

「住宅都市せたがや」においては、区民一人ひとりのライフスタイルが脱炭素型に転換することが欠かせません。

家庭からのCO₂排出量の削減に向け、一人ひとりが日常生活における省エネルギー行動並びに脱炭素に役立つ様々な活動の実践、気候変動への適応に努めます。また、脱炭素社会の実現に役立つ様々な活動に参加することで、地球温暖化対策、脱炭素社会、持続可能な社会への意識を高めます。

CO ₂ 削減量 (千t-CO ₂)	
国・都・ 区の対策	区の独自 の対策
7.1	1.8

取組み	取組みメニュー
①省エネルギー行動の実践	<ul style="list-style-type: none">○省エネルギーに関するリーフレット、ホームページなどを参考にして、省エネルギー行動に取り組む。○スマートメーターなどエネルギー消費量の「見える化」、家電製品等の省エネルギー-modeを活用して、無駄なエネルギーを使わないようする。○ウォームシェア、クールシェア、クールチョイス運動に参加し、省エネルギーに努める。○自転車や公共交通の利用に努める。○車を運転するときは、エコドライブを心掛ける。○自家用車買い替え時には、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さないZEV（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車）を選ぶ。○カーシェアリングを活用して、必要なときに必要な分だけ自動車を利用する。○輸送距離の短い、近隣で採れた農産物、旬の食材を利用する。
②脱炭素に役立つ様々な活動の実践	<ul style="list-style-type: none">○地球温暖化問題をはじめとする環境問題に関心を持ち、環境情報の収集に努める。○プラスチックスマートの取組みに努める。○人・社会・地域・環境に配慮した商品やサービスを購入するエシカル消費を心掛ける。○環境学習や環境保全活動等に参加する。○自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議等により、再生可能エネルギーを利用する自治体・団体・事業者等との連携支援を進める。○資金の運用、投資の際は、持続可能な社会の形成に役立つよう、ESG投資の考え方を参考に運用先などを選択する。○環境保全、みどりの保全・創出などに役立つ基金への寄付に努める。○マイバッグやマイボトル、過剰包装を断る、使い捨ての容器・ストロー等のプラスチック製品の利用を減らすなど、ごみを発生させない消費行

取組み	取組みメニュー
	<p>動を実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食べものを「買いすぎない」「作りすぎない」「食べきる」を心掛け、食品ロスの削減に努める。 ○生ごみの水切り等による減量化を進める。 ○資源とごみの分別を徹底する。 ○地域で行われる古紙、缶、古着・古布等の資源回収に協力する。 ○公共施設や店舗でのペットボトル、発砲トレイ、紙パック、廃食用油、小型家電等の資源回収に協力する。
③気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季に熱中症予防対策をとる（日陰の利用、日傘や帽子の使用、こまめな水分・塩分の補給、エアコンや扇風機を使った室温の調節など）。 ○蚊などの生物が媒介する感染症について情報収集に努める。 ○洪水・内水氾濫ハザードマップを活用して自宅周辺の地理や避難所の位置を確認するなど、日ごろから水害に備える。

取組み方針 I – 2 住まいの省エネルギー化、再生可能エネルギー等の利用拡大

家庭からのCO₂排出量の削減に向け、住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入によって、エネルギーを効率よく利用するとともに、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利用を進め、エネルギーの脱炭素化に取り組みます。併せて、緑化や木材利用を進め、脱炭素に役立ちながら快適で健康的な、住み心地の良い住まいづくりを進めます。

CO ₂ 削減量 (千t-CO ₂)	
国・都・区の対策	区の独自の対策
283.3	140.1

取組み	取組みメニュー
①住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○新築時・改築時には、省エネルギー住宅、環境配慮型住宅、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーhaus）、LCCM住宅（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅）を建築する。 ○窓の改修・遮熱化（高断熱サッシ複層ガラスの導入、遮熱フィルムの設置等）、壁面などの断熱化等、建物の断熱化を行う。 ○自然の風や光を活かした通風・採光の確保等により、住宅の省エネルギー性能を高める。 ○HEMS（住宅エネルギー管理システム）を導入して、エネルギーの「見える化」を利用し、エネルギー利用の最適化を図る。 ○賃貸住宅を選ぶ際は、高断熱サッシや複層ガラスが設置されているなど断熱性に優れた住宅の選択に努める。 ○省エネルギー診断を受ける。 ○省エネ型の照明や給湯器への交換、古いエアコンや冷蔵庫等の更新、家庭用燃料電池・蓄電池の導入等、高効率で環境性能の高い機器等を導入する。 ○家電製品の買い替え時には、省エネルギーラベルを確認して、地球温暖化への影響の少ないものを選ぶ。
②再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ○「せたがや版 RE100」に賛同し、再生可能エネルギーに対する理解・利用拡大を進める。 ○太陽光発電、太陽熱利用設備や、蓄電池（電気自動車も含む）を自宅に設置する等、再生可能エネルギーを生活に取り入れる。 ○電力販売業者を選ぶ際には、再生可能エネルギー由来の電力メニューを選択するように努める。
③みどり豊かな住まいづくり等	<ul style="list-style-type: none"> ○新築時・改築時には、敷地内のみどりを保全・創出する。 ○敷地内や建物の屋上、壁面の緑化、生垣設置など、住宅の緑化を行う。 ○みどりのカーテンの設置、打ち水等の生活の工夫により、エネルギーの消費を抑制する。 ○住宅の構造材、内装や家具などへの国産木材の活用に努める。 ○雨水タンクや雨水貯留浸透施設を設置する。

4 - 2 事業者の取組み

取組み方針Ⅱ－1 脱炭素型ビジネススタイルへの転換

事業者からのCO₂排出量の削減に向け、事業活動と地球温暖化問題との関わりを認識し、日常の事業活動において省エネルギー行動の実践や気候変動への適応に努めます。

また、SDGsやESG（環境・社会・法令遵守）の取組みを通じて、脱炭素の推進や環境負荷軽減につながる取組をビジネスに活かすことを実践するとともに、従業員の教育・普及啓発、地域の環境保全活動への参加・協力に取り組みます。

CO ₂ 削減量 (千t-CO ₂)	
国・都・区の対策	区の独自の対策
0.4	事業者の取組み方針Ⅱ-2 (p.55)、区の施策Ⅳ-2 (p.68)に含む

取組み	取組みメニュー
①省エネルギー行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ○国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進める。 ○区や都、クールネット東京等のホームページに掲載された事業所の省エネルギーに関する情報等を参考にして、省エネルギー行動に取り組む。 ○スマートメーターなどエネルギー消費量の「見える化」、OA機器等の省エネルギー mode を活用して、無駄なエネルギーを使わないようとする。 ○クールビズ、ウォームビズを推進する。 ○業務における公共交通、自転車、カーシェアリングの利用を推進する。 ○エコドライブを実践する。 ○事業活動には、ZEV（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車）を利用する。 ○環境マネジメントシステムなどの取組みを推進する。
②脱炭素に役立つ様々な活動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ○職場における環境教育を実践する。 ○地域社会の一員として、地域で行われる環境学習や環境に関わる地域活動（美化・緑化・リサイクル活動等）に参加する。 ○従業員に対する社内研修会などを通じ、再生可能エネルギーへの理解を深める。 ○職場において働き方改革を推進する。 ○東京商工会議所世田谷支部、世田谷区商店街連合会等の連携によるごみの夜間収集に参加する。 ○脱炭素に役立つサービスの提供、共同配送による輸送の効率化など、消費者・取引先との理解・協力の上で脱炭素型のビジネスを開拓する。 ○CO₂排出量を削減したうえで、カーボンオフセットを活用する。 ○企業の環境報告書やESG報告書、ホームページ等を通じて、製品やサービス、事業活動に関する環境情報を提供する。 ○「グリーン購入法」に適合した商品、エシカル消費に配慮した商品・サービスの購入・販売・提供に努めることで、脱炭素に役立つ消費行動を

取組み	取組みメニュー
	<p>促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ESGに配慮した経営に取り組む。 ○コロナ禍からの経済回復に向けて行われる投資、支援を、環境に配慮した経営につながる取組みに活用するグリーンリカバリーを実践する。 ○商品の設計・製造・流通・販売の各段階において、簡易包装、レジ袋削減、量り売り、使い捨て容器・食器の削減等、ごみの発生抑制に努める。 ○プラスチックごみの削減に向け、プラスチック使用量の少ない製品設計、代替素材の使用に努める。 ○資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すサーキュラーエコノミー（循環経済）の視点を取り入れた事業活動に努める。 ○賞味期限の延長・年月表示化、過剰生産の抑制（製造業）、売り切り、配達時の汚・破損削減、小容量販売、ばら売り（卸・小売業）、調理口数の削減、食べ切り運動の呼びかけ、提供サイズの調整（外食産業）などに取り組み、食品口数削減に努める。 ○区の事業系リサイクルシステムを利用する。 ○店舗での自主的な資源回収に取り組む。
③気候変動への 適応	<ul style="list-style-type: none"> ○職場の熱中症予防対策に努める。 ○気温上昇等による消費者の嗜好の変化や原材料価格の変化などを想定した商品開発や販売戦略に取り組む。 ○洪水・内水氾濫ハザードマップによるリスクの確認、洪水等の災害発生を想定した業務継続計画の策定など、台風・大雨による風水害に備える。

取組み方針Ⅱ－2 エネルギーの効率的利用・再生可能エネルギー等の利用拡大

事業所（オフィス、店舗等）からのCO₂排出の削減に向けて、ZEBの実現、断熱性能の向上等による建築物の省エネルギー化、設備機器の高効率化、エネルギー管理の最適化の推進に努めます。

また、太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギーでつくられた電力の調達等により、事業運営で消費する電力に再生可能エネルギーを活用します。

CO ₂ 削減量 (千t-CO ₂)	
国・都・区の対策	区の独自の対策
109.1	41.0

取組み	取組みメニュー
①建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の建築時・改築時には、建物のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に努める。 ○窓の改修・遮熱化（高断熱サッシ複層ガラスの導入、遮熱フィルムの設置等）、壁面などの断熱化等、建物の断熱化を行う。 ○自然の風や光を活かした通風・採光の確保等により、事業所の建物の省エネルギー性能を高める。 ○BEMS（ビルエネルギー管理システム）を導入して、運転管理の最適化を図る。 ○BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）、CASEE（建築物環境性能評価システム）等により環境性能の評価を受ける。 ○省エネルギー診断やエコ・チューニングを受けて、施設改修やエネルギー管理の改善に努める。 ○省エネ型照明や空調設備、高効率給湯器やボイラー等への交換など、高効率で環境性能の高い機器等の導入に努める。 ○業務用・産業用燃料電池を導入する。
②再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ○「せたがや版RE100」に賛同し、再生可能エネルギーに対する理解、利用拡大に努める。 ○太陽光発電、太陽熱利用設備や、蓄電池（電気自動車も含む）を事業所に設置する等、再生可能エネルギーを事業活動に取り入れる。 ○電力販売業者を選ぶ際は、再生可能エネルギー由来の電力メニューを選択するように努める。 ○自社の事業の中で、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用拡大など脱炭素に役立つ製品やサービスの開発、普及に努める。
③事業所の緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内や建物の屋上、壁面の緑化等を行う。 ○建物の建築時・増改築時には、敷地内のみどりを保全・創出する。 ○みどりのカーテンの設置、打ち水等の工夫により、エネルギーの消費を抑制する。 ○建物の構造材、内装や什器などへの国産木材の活用に努める。

4 - 3 区の取組み（施策）

施策の柱 I　区民の取組み支援

施策 I - 1

脱炭素型ライフスタイルへの転換促進

家庭部門等からのCO₂排出量を削減するため、脱炭素型ライフスタイルへの転換につながる情報発信、普及啓発を進めます。また、省エネルギー行動の効果の「見える化」によって行動を促進します。

CO₂削減量
(千t-CO₂)

国・都・ 区の対策	区の独自 の対策
--------------	-------------

区民の取組み方針 I - 1
(p.50)、
区の施策IV-2 (p.68) に含む

※担当課名は 2022 年 4 月 1 日現在時点

取組み	取組みの内容	担当課
①脱炭素に役立つ ライフスタイル に関する情報発 信	国等の補助金など各種支援制度や効果的な取組み事例の紹介（セミナーの実施等）	環境・エネルギー施策推進課
	ホームページやSNS、広報紙等による啓発情報の充実☆	環境・エネルギー施策推進課
	COOL CHOICE運動の推進（省エネ製品への買換え、シェアリングサービスの利用、エコドライブ等）☆	環境・エネルギー施策推進課
②見える化等を活 用した省エネル ギー行動の支援	省エネ行動による環境面、経済面の効果のPR	環境・エネルギー施策推進課
	省エネポイントアクションの活用等、家庭でのCO ₂ 排出削減の取組み支援	環境・エネルギー施策推進課
	省エネポイントアクションの取組みを活用した、エネルギー消費量の継続的なモニタリング	環境・エネルギー施策推進課
	家庭向け省エネ診断の情報提供	環境・エネルギー施策推進課
	HEMS（住宅エネルギー管理システム）の普及啓発	環境・エネルギー施策推進課
③ごみ発生抑制へ の支援	「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する普及啓発	環境保全課 清掃・リサイクル部事業課
	プラスチック使用製品の資源循環施策の検討	清掃・リサイクル部事業課
	ごみの発生抑制に関する普及啓発と取組支援（資源回収の促進、区民主体の資源回収の支援、生ごみの減量促進）☆	清掃・リサイクル部事業課
④地域団体等の活 動支援・協働	地域の美化・緑化・リサイクル活動等の支援	各総合支所地域振興課 みどり政策課 環境保全課
	NPO団体等が取り組む環境活動の促進	環境・エネルギー施策推進課 市民活動推進課

注：☆はp49の「CO₂削減量」の「区の独自の対策」に該当する取組みの内容の代表的な項目

施策 I - 2

住まいの省エネルギー化、再生可能エネルギー等の利用促進

住宅の断熱性能の向上、家電や給湯等の設備機器の高効率化、再生可能エネルギー等の導入を促進するとともに、緑化や雨水を利用した打ち水等自然を活かした工夫を取り入れることで、小さなエネルギーで快適に暮らせる住まいづくりを促進します。

CO₂削減量 (千t-CO₂)

国・都・区の対策	区の独自の対策
----------	---------

区民の取組み方針 I - 2
(p.52) に含む

取組み	取組みの内容	担当課
①住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進	マンション環境性能表示の促進等、賃貸住宅の環境性能の向上	環境・エネルギー施策推進課
	国や都などの住宅の省エネルギーの支援策に関する情報提供	環境・エネルギー施策推進課
	マンション管理組合などを対象とする省エネセミナー等の開催	環境・エネルギー施策推進課 居住支援課
	環境に配慮した住宅リノベーションの推進☆	環境・エネルギー施策推進課
	H E M S（住宅エネルギー管理システム）の普及啓発〔再掲〕	環境・エネルギー施策推進課
	新築戸建住宅のZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化に向けた省エネルギー・再生可能エネルギー導入の啓発	環境・エネルギー施策推進課
	区営住宅等の省エネルギー化改修・建替	住宅管理課
	家庭における省エネルギー機器の普及促進☆	環境・エネルギー施策推進課
	家庭用燃料電池の普及促進☆	環境・エネルギー施策推進課
②再生可能エネルギーの導入促進	住宅用再生可能エネルギー利用設備、蓄電池の情報提供、国や東京都の補助制度等の情報提供	環境・エネルギー施策推進課
	環境配慮型住宅リノベーション推進事業による再生可能エネルギー機器等の設置促進☆	環境・エネルギー施策推進課
	せたがや版 R E 100 の普及促進☆	環境・エネルギー施策推進課
	再生可能エネルギー由来電力の普及促進☆	環境・エネルギー施策推進課
	新築戸建住宅のZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化に向けた省エネルギー・再生可能エネルギー導入の啓発〔再掲〕	環境・エネルギー施策推進課
③みどり豊かな住まいづくり等の促進	卒 FIT 電力の有効活用につながる蓄電池導入・E Vリフォーム（V 2 H機器の導入）支援	環境・エネルギー施策推進課
	緑のカーテンの普及促進	みどり政策課
	緑化助成による屋上・壁面緑化等の支援☆	みどり政策課
	雨水貯留浸透施設・雨水タンクの設置の促進	豪雨対策・下水道整備課
④脱炭素に役立つ住宅に関する普及啓発	国産木材の利用促進に関する普及啓発	環境・エネルギー施策推進課
	住まい・まち学習セミナー、深沢環境共生住宅等環境共生モデル住宅を通じた情報提供	環境・エネルギー施策推進課 居住支援課 住宅管理課
	新築戸建住宅のZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化に向けた省エネルギー・再生可能エネルギー導入の啓発〔再掲〕	環境・エネルギー施策推進課
	国や東京都等による環境に配慮した住宅、Z E Hの促進に向けた各種支援制度に関する情報提供	環境・エネルギー施策推進課

注：☆はp 49 の「CO₂削減量」の「区の独自の対策」に該当する取組みの内容の代表的な項目

太陽光発電と電気自動車

太陽光発電設備は、CO₂削減に大きく貢献することに加え、停電時でも電気を使うことができるという利点があります。

最近では、太陽光発電と電気自動車を組み合わせ、電気自動車を蓄電池として機能させることで、太陽光でつくった電気を家庭で有効利用する「V2H」(Vehicle to Home; 車から家へ)というシステムが注目されています。

V2Hでは、昼間に太陽光で発電した余剰電力を電気自動車に貯め、夜間に家庭用電源として利用することで光熱費の削減ができます。また、充電された電気自動車は災害時などに非常用電源として利用することも可能で、3～4日程度、普段に近いかたちの使い方できると言われています。

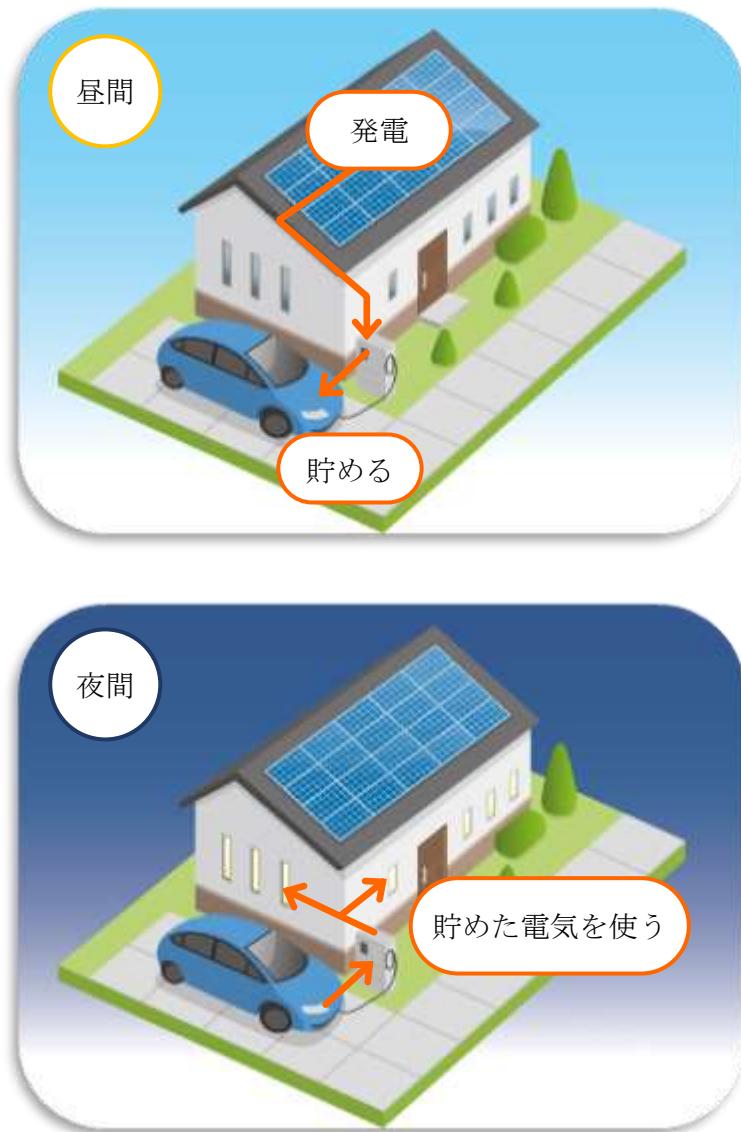


図 V2Hの仕組み

施策 I - 3**環境教育・環境学習**

次世代を担う子ども、若者が、環境教育・環境学習を通じて、気候危機、地球温暖化の問題を学ぶ場や機会を充実させていきます。

また、環境をはじめ地域や社会に配慮した消費行動を促しています。

CO₂削減量 (千t-CO₂)

国・都・区の対策	区の独自の対策
区民の取組み 方針 I - 1 (p.50) に 含む	—

取組み	取組みの内容	担当課
①気候危機を担う 次世代の人材育成	若者が主体となった啓発事業の推進（若者環境フォーラムの開催、環境出前授業の実施）	環境・エネルギー施策推進課 教育研究・研修課
	地域の多様な人材による環境教育・環境学習の取組み支援（環境イベント、学校エコライフ活動等）	教育指導課 環境・エネルギー施策推進課
	家庭教育における環境、気候危機に関する意識啓発の促進	生涯学習・地域学校連携課
	健康村里山自然学校における自然体験	区民健康村・ふるさと・交流推進課
②学校等における 環境教育・環境学習	区民、事業者、区内大学等の連携による環境学習情報の収集及び提供	教育指導課 環境・エネルギー施策推進課
	学校エコライフ活動の推進	教育指導課
	みどりの出前講座の実施	みどり政策課
	みどりに関する普及啓発（「そだてようみどりの世田谷」の配布）	みどり政策課
	国分寺崖線に関する小学生の学習の推進	教育指導課
③環境意識の醸成	ごみ減量やリサイクル促進に関する環境学習の実施	清掃・リサイクル部事業課
	エシカル消費に関する普及啓発	消費生活課
	消費者カレッジ（出前講座）の実施	消費生活課
	清掃・リサイクル関連施設等を活用した普及啓発	清掃・リサイクル部事業課

進捗管理指標

指標	現状（2021年度）	2030年度の目標
省エネポイントアクションの結果報告者数	570世帯・事業所	1,394世帯・事業所
省エネポイントアクションで省エネに成功した区民の人数	443世帯・事業所	1,029世帯・事業所
区民1人1日あたりのごみ排出量	536g/人・日 (2021年度)	482g/人・日 (2024年度)
家庭系食品ロス排出量（5年平均）	10,100t (2019年度)	7,700t
太陽光発電設備の導入件数	7,999件 (2019年度末時点)	10,700件
環境配慮型住宅リノベーション補助交付件数（累計）	累計1,688件	累計6,188件
緑化助成の件数（累計）	累計1,651件	累計2,281件 (70件／年を目標)

施策の柱II 事業者の取組み支援

施策II – 1

脱炭素型ビジネススタイルへの転換促進

業務その他部門からのCO₂排出量を削減するため、事業者に向け、省エネルギーの取組や支援制度等に関する情報提供や普及啓発を進め、脱炭素型のビジネススタイルへの転換に向けた事業者の主体的な取組みを促進します。

CO ₂ 削減量（千t-CO ₂ ）	
国・都・区の対策	区の独自の対策
事業者の取組み方針II-1 (p.53)、区の施策IV-2 (p.68)に含む	区の施策IV-2 (p.68)に含む

取組み	取組みの内容	担当課
①脱炭素に役立つ事業活動や働き方の促進	国や東京都などの支援制度や効果的な取組み事例の紹介	環境・エネルギー施策推進課
	ホームページやSNS、広報紙による啓発情報の充実☆	環境・エネルギー施策推進課
	省エネポイントアクション等、CO ₂ 排出量等の「見える化」に関する従業員への普及啓発支援	環境・エネルギー施策推進課
	脱炭素化に役立つサービス提供など、消費者・取引先の理解・協力の上で脱炭素型のビジネスを推進	環境・エネルギー施策推進課
②見える化等を活用した継続的な省エネルギー行動の支援	アフターコロナやSDGsなど時勢を捉えたセミナーの開催	工業・ものづくり雇用促進課
	事業所における省エネルギーの取組み支援（省エネポイントアクション等）	環境・エネルギー施策推進課
	環境認証等活用支援	産業連携交流推進課
③ごみ発生抑制への支援	「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する普及啓発	環境保全課 清掃・リサイクル部事業課
	ごみの発生抑制、再利用(2R)に関する普及啓発	清掃・リサイクル部事業課
	事業系リサイクルシステムの利用促進	清掃・リサイクル部事業課
	せたがやエコフレンドリーショップ（食品ロスやプラスチックごみの削減に取組む小売店や飲食店で認証された店舗）の利用促進	清掃・リサイクル部事業課

注：☆はp49の「CO₂削減量」の「区の独自の対策」に該当する取組みの内容の代表的な項目

施策II – 2

エネルギーの効率的利用・再生可能エネルギー等の利用促進

省エネルギー化と再生可能エネルギー等の利用を組み合わせ、CO₂排出量を削減していくため、事業所の建物や設備機器の省エネルギー化を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進します。

CO₂削減量 (千t-CO₂)

国・都・区の対策	区の独自の対策
----------	---------

事業者の取組み方針II-2
(p.55) に含む

取組み	取組みの内容	担当課
①建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進	既存建築物の省エネ改修	環境・エネルギー施策推進課
	事業所のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に向けた促進策の検討	環境・エネルギー施策推進課
	区の環境配慮制度を活用した大規模建築物の省エネルギー化の誘導	環境・エネルギー施策推進課
	低炭素認定建築物等の情報提供	環境・エネルギー施策推進課
	CASBEE（建築物環境総合性能評価システム）等の情報提供	環境・エネルギー施策推進課
	BEMS（ビルエネルギー管理システム）の普及促進	環境・エネルギー施策推進課
	省エネ診断、工コ・チューニングの普及推進（業務用ビル、大規模商業施設、医療・福祉施設等）	環境・エネルギー施策推進課 高齢福祉課 障害者地域生活課
	省エネルギー設備・機器の導入支援（商店街における街路灯LED化等）	商業課 環境・エネルギー施策推進課
②再生可能エネルギーの導入促進	せたがや版RE100の普及促進〔再掲〕☆	環境・エネルギー施策推進課
	区の環境配慮制度を活用した再生可能エネルギー導入の誘導	環境・エネルギー施策推進課
	事業所のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に向けた促進策の検討〔再掲〕	環境・エネルギー施策推進課
	事業者向けの再生可能エネルギー設備や蓄電池等の普及啓発	環境・エネルギー施策推進課
	再エネリバースオーケションの支援	環境・エネルギー施策推進課
	金融機関と連携した低利の融資あっせん（太陽光発電等の設置やEVの購入）	商業課 環境・エネルギー施策推進課
③事業所緑化等の促進	緑化助成による屋上・壁面緑化等の支援	みどり政策課
	区の環境配慮制度を活用した緑化の誘導	環境・エネルギー施策推進課
	民間施設における木材利用促進	環境・エネルギー施策推進課

注：☆はp49の「CO₂削減量」の「区の独自の対策」に該当する取組みの内容の代表的な項目

進捗管理指標

指標	現状（2021年度）	2030年度の目標
省エネ診断実施事業所数（累計）	累計 158 事業所	累計 293 事業所

施策の柱Ⅲ エネルギーの脱炭素化

施策Ⅲ－1 エネルギーの地産地消

脱炭素社会の実現に向け、自然の力である太陽光、地中熱などの再生可能エネルギーを活用することが重要です。また、災害対策等の観点から、区内において再生可能エネルギーを活用した小規模分散型のエネルギー源を確保することも有効です。

そのために、再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発を進めるとともに、区有施設の活用や再生可能エネルギー等の導入を進めます。また、次世代を担うエネルギーとして期待されている水素エネルギーの普及啓発に取り組みます。

CO₂削減量（千t-CO₂）

国・都・区の対策	区の独自の対策
区民の取組み方針Ⅰ-2 (p.52)、事業者の取組み方針Ⅱ-2 (p.55)に含む	

取組み	取組みの内容	担当課
①再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発	区民、事業者への再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発、環境学習・環境教育	環境・エネルギー施策推進課 教育指導課
	再生可能エネルギー電力の購入の普及啓発☆	環境・エネルギー施策推進課
	都等と連携した再生可能エネルギーにより発電された電力の購入キャンペーンの展開（「みんなでいっしょに自然の電気」等）	環境・エネルギー施策推進課
	新築戸建住宅のZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化に向けた省エネルギー・再生可能エネルギー導入の啓発〔再掲〕	環境・エネルギー施策推進課
②再生可能エネルギーの地産地消の拡大	世田谷区みうら太陽光発電所の運営と活用	環境・エネルギー施策推進課
	公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業の実施	環境・エネルギー施策推進課 各施設所管課
	公共施設における太陽光発電設備等の設置事業（PPAモデル）	環境・エネルギー施策推進課 教育環境課 災害対策課 公共施設マネジメント課
③開発事業等に伴う再生可能エネルギーの導入促進	区の環境配慮制度を活用した再生可能エネルギー導入の誘導〔再掲〕	環境・エネルギー施策推進課
	区の環境配慮制度を活用した大規模建築物の評価制度の実施、評価結果の区民への積極的な周知	環境・エネルギー施策推進課
	事業所のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に向けた促進策の検討〔再掲〕	環境・エネルギー施策推進課
	商業施設・住宅等におけるPPAモデル（太陽光発電の第三者所有モデル）の促進	環境・エネルギー施策推進課
④水素エネルギーの普及啓発	区内における水素供給体制の整備促進（移動式水素ステーションの運営等）	環境・エネルギー施策推進課
	燃料電池自動車等を活用した啓発	環境・エネルギー施策推進課
	他自治体と連携した情報提供	環境・エネルギー施策推進課

注：☆はp49の「CO₂削減量」の「区の独自の対策」に該当する取組みの内容の代表的な項目

施策Ⅲ－2

様々な主体の連携による再生可能エネルギーの利用拡大

住宅都市である世田谷区では、区内での再生可能エネルギーの創出には限りがあります。このため、再生可能エネルギーの資源を豊富に備えている自治体との連携と交流を進め、区内での自然エネルギーの活用と資源を有する地域の活性化につなげていきます。また、せたがや版RE100の普及により、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組む機運を高めていきます。

CO₂削減量 (千t-CO₂)

国・都・区の対策	区の独自の対策
----------	---------

区民の取組み方針I-2 (p.52)、事業者の取組み方針II-2 (p.55)に含む

取組み	取組みの内容	担当課
①自治体間連携の推進	自治体間ネットワーク会議の開催による新たな自治体連携に向けた検討及び区の取組みの情報発信	環境・エネルギー施策推進課
	交流自治体との連携による自然エネルギーの利用拡大	環境・エネルギー施策推進課
②再生可能エネルギーの導入促進	せたがや版RE100の普及促進〔再掲〕☆	環境・エネルギー施策推進課
	せたがや版RE100に賛同した区民・事業者の取組事例の紹介☆	環境・エネルギー施策推進課

注：☆はp49の「CO₂削減量」の「区の独自の対策」に該当する取組みの内容の代表的な項目

進捗管理指標

指標	現状 (2021年度)	2030年度の目標
太陽光発電設備の導入件数	7,999件 (2019年度末時点)	10,700件
他自治体との連携による再生可能エネルギーの利用促進(累計)	累計5自治体	累計7自治体
せたがや版RE100への賛同登録数(累計)	累計224	累計700

施策の柱IV 脱炭素で持続可能なまちづくり

施策IV-1 エネルギーを賢く使うまちづくり

家庭や業務その他部門からのCO₂排出量の一層の削減に向け、エネルギーを賢く使うまちづくりの実現に向けた検討を進めます。

CO ₂ 削減量（千t-CO ₂ ）	
国・都・区の対策	区の独自の対策
区民の取組み 方針I-2 (p.52)、事業者の取組み 方針II-2 (p.55)に含む	—

取組み	取組みの内容	担当課
①エネルギーを賢く使うまちづくり	脱炭素先行地域の設定に向けた検討	環境計画課 環境・エネルギー施策推進課
	再開発など街づくりの取組みを契機とした地域冷暖房、建物間融通等の導入促進	都市計画課
	区の環境配慮制度を活用した再生可能エネルギー導入の誘導〔再掲〕	環境・エネルギー施策推進課
	区の環境配慮制度を活用した大規模建築物の評価制度の実施、評価結果の区民への積極的な周知〔再掲〕	環境・エネルギー施策推進課

脱炭素先行地域

脱炭素先行地域は、国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するために開催された「国・地方脱炭素実現会議」で決定した「地域脱炭素ロードマップ」の取組みの一つです。

「地域脱炭素ロードマップ」によると、脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

地域で利用するエネルギーの大半が、輸入される化石資源に依存している中、地域の企業や地方自治体が中心になって、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネポテンシャルを有効利用することで、地域の経済収支の改善につながることが期待されています。



脱炭素先行地域のイメージ（住宅街・団地（戸建て中心）の地域）

出典：「地域脱炭素【ロードマップ概要】」（国・地方脱炭素実現会議）

エコディストリクト

エコディストリクト（「EcoDistricts」。直訳すると「エコな地区」）は、「環境」というグローバルな課題に、「地区スケールの都市再生」というローカルな取組みを通じて応えていこうとする取組みで、アメリカのポートランド市から始まりました。

例えば、エネルギーの面的利用やカーシェアリングといった取組みは、住宅1軒ごとでは取り組むことが難しく、自治体全体で取り組むには合意形成や仕組みづくりに時間がかかります。そこで、こうした取組みを、住民参加による地区スケールのまちづくりを通じて実現していくことで、持続可能な都市づくりにつなげていこうとするものです。

参考文献：「米国の EcoDistricts の取組みと日本のエリアマネジメント・地域熱供給」（一般社団法人 日本熱供給事業協会「熱供給」vol. 108）

施策IV－2

脱炭素に役立つ移動しやすい都市づくり

人々の移動に伴って発生するCO₂排出量を削減していくため、公共交通や自転車、徒歩で移動しやすい都市づくりを進めます。また、道路交通の円滑化や、走行時にCO₂をほぼ排出しないZEV（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車）の普及促進、利用環境の整備等を進め、自動車の利用に伴うCO₂排出量を削減していきます。

CO ₂ 削減量 (千t-CO ₂)	
国・都・区の対策	区の独自の対策
112.0	50.8

取組み	取組みの内容	担当課
①公共交通の利用環境の整備	コミュニティバスの導入促進	交通政策課
②ウォーカブルなまちづくり・自転車利用の促進	ウォーカブルな取組みの推進 自転車シェアリングの普及促進☆ 自転車走行環境の整備☆	都市計画課 交通安全自転車課 交通安全自転車課
③環境に負荷をかけない自動車利用の促進とZEVのインフラ整備	開かずの踏み切り解消、道路と鉄道の連続立体交差化の促進 交通渋滞の緩和、交通流の円滑化 カーシェアリングの啓発 ZEV（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車）の普及、利用の促進☆ 電気自動車充電設備設置の促進☆	交通政策課 道路計画課 環境・エネルギー施策推進課 環境・エネルギー施策推進課 環境・エネルギー施策推進課
④脱炭素に役立つ交通に関する区民への普及啓発	公共交通、自転車利用に関する啓発活動☆ 脱炭素に役立つ交通の啓発活動	交通政策課 交通安全自転車課 環境・エネルギー施策推進課 交通政策課 交通安全自転車課 環境・エネルギー施策推進課

注：☆はp49の「CO₂削減量」の「区の独自の対策」に該当する取組みの内容の代表的な項目

施策IV – 3

CO₂の吸収策としてのみどりの保全・創出

脱炭素社会構築への視点からは、みどりの保全・創出は、CO₂の吸収量の拡大につながります。また、みどりにはその他にも、雨水の貯留・浸透、ヒートアイランド現象の緩和など、多面的な機能を持っているため、地球温暖化適応策にも役立ちます。

取組み	取組みの内容	担当課
①街づくりを通じたみどりの保全・創出と公園・緑地の整備	各種制度を活用した樹木・樹林地の保全	みどり政策課
	みどりの計画書・緑化地域制度による新築・増改築時のみどりの保全・創出	みどり政策課
	地区計画、緑地協定による緑化の推進	街づくり課 都市計画課 みどり政策課
	公園・緑地の整備、維持管理	みどり政策課 公園緑地課
	再生水辺空間の維持管理	公園緑地課 工事第一課 工事第二課
	道路の緑化・維持管理	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課 公園緑地課
②農地の保全・活用	区民農園の整備	都市農業課
	体験農園、ふれあい農園の整備	都市農業課
	農業者への支援（世田谷区認定・認証農業者補助制度）	都市農業課
	世田谷産農産物「せたがやそだち」の販路拡大、周知	都市農業課

進捗管理指標

指標	現状（2021年度）	2030年度の目標
次世代自動車の普及率	調整中	
みどり率	25.18%	29.00%
農地面積 ^(注1)	79.06ha (2021年8月1日時点)	71ha ^(注2)

注1：経営農地面積の10a以上の農家を対象に集計している。

注2：減少を抑制する目標。

施策の柱V 地球温暖化適応策の推進

施策V－1 豪雨対策・ヒートアイランド対策（グリーンインフラ）等

頻発する集中豪雨による水害を軽減するため、東京都と連携・調整してインフラ整備を推進します。また、グリーンインフラを取り入れ、みどりを活かした豪雨等の防災・減災対策やヒートアイランド対策を進めます。

取組み	取組みの内容	担当課
①豪雨対策、風水害対策の推進	東京都との連携による、河川・下水道の整備の推進	豪雨対策・下水道整備課
	流域対策（雨水流出抑制）の強化	豪雨対策・下水道整備課
	雨水貯留浸透施設・雨水タンクの設置の促進〔再掲〕	豪雨対策・下水道整備課
	グリーンインフラを取り入れた施設整備	工事第一課 工事第二課 公園緑地課 施設営繕第一課 施設営繕第二課
	無電柱化の推進	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課
	洪水ハザードマップの周知	災害対策課
	避難所の運営体制強化	災害対策課
	遮熱性舗装の整備	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課
	緑地や農地の保全、緑化の推進	みどり政策課 都市農業課
	国分寺崖線の保全	みどり政策課
②ヒートアイランド対策の推進		

施策V－2 区民の健康を守る取組みの推進

気候変動によって、真夏日・猛暑日の増加や、感染症を媒介する生物の分布域の変化が生じています。区民の健康を守る対策として、熱中症対策、感染症予防に関する普及啓発を進めます。

取組み	取組みの内容	担当課
①熱中症対策の推進	熱中症の予防方法の周知、高齢者への啓発強化	健康企画課
	外出時に休憩、水分補給できる場所の確保・周知	健康企画課
	木陰の創出、ベンチ頭上・バス停・学校プールへの屋根の設置	公園緑地課 土木計画調整課 交通政策課 教育環境課

取組み	取組みの内容	担当課
②感染症予防に関する普及啓発	蚊等が媒介する感染症に関する情報提供、蚊の発生防止対策に関する普及啓発	生活保健課 感染症対策課

進捗管理指標

指標	現状（2021年度）	2030年度の目標
流域対策による雨水流出抑制量	56.6万m ³ （累積）	75.8万m ³ （累積） ^(注1)
みどり率〔再掲〕	25.18%	29.00%
農地面積 ^(注2) 〔再掲〕	79.06ha (2021年8月1日時点)	71ha ^(注3)

(注1)：世田谷区豪雨対策行動計画（改定）の令和19年度の目標対策量から推計。

(注2)：経営農地面積の10a以上の農家を対象に集計している。

(注3)：減少を抑制する目標。

施策の柱VI 区役所の率先行動

施策VI－1

公共施設整備・維持管理における脱炭素の推進

公共施設の整備、維持管理において省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用を両輪として進めます。また、グリーンインフラを取り入れた緑化や雨水貯留浸透などに取り組み、環境負荷の少ない持続可能な施設運営をめざします。

CO ₂ 削減量（千t-CO ₂ ）	
国・都・区の対策	区の独自の対策
事業者の取組み方針Ⅱ-2(p.55)に含む	—

取組み	取組みの内容	担当課
①公共施設の整備（新築・改築）における省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の導入	公共施設省エネ指針に基づく、省エネ設計の施設づくり	施設営繕第一課 施設営繕第二課 環境・エネルギー施策推進課
	再生可能エネルギーの設備等の導入	公共施設マネジメント課 施設営繕第一課 施設営繕第二課 環境・エネルギー施策推進課
	公共施設のZEBの実現に向けた計画立案	公共施設マネジメント課 施設営繕第一課 施設営繕第二課
②公共施設の維持管理における省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の導入	照明の高効率化	公共施設マネジメント課 施設営繕第一課 施設営繕第二課
	省エネ型高効率機械設備（空調機器・熱源・受電設備等）への更新	施設営繕第一課 施設営繕第二課 環境・エネルギー施策推進課
	ESCO事業の推進	公共施設マネジメント課
	環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」に基づく取組みの推進	環境・エネルギー施策推進課
	公共施設における積算電力計（例：スマートメーター）を活用したエネルギーの見える化の推進検討	環境計画課 環境・エネルギー施策推進課 公共施設マネジメント課
③公共施設の緑化・ヒートアイランド対策・水循環の推進	敷地や建物の緑化	みどり政策課 公園緑地課 施設営繕第一課 施設営繕第二課 教育環境課
	道路の緑化・維持管理〔再掲〕	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課 公園緑地課
	雨水利用設備による水資源の有効利用	施設営繕第一課 施設営繕第二課 環境・エネルギー施策推進課

取組み	取組みの内容	担当課
③公共施設の緑化・ヒートアイランド対策・水循環の推進	雨水貯留浸透施設の設置と適切な管理	工事第一課 工事第二課 施設営繕第一課 施設営繕第二課 教育環境課
	遮熱性舗装の整備〔再掲〕	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課
	「公共建築物等における木材利用推進方針」に基づく木材利用の推進	環境・エネルギー施策推進課 公共施設マネジメント課
④環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な本庁舎等整備	本庁舎等整備の推進	庁舎管理担当課 庁舎建設担当課

施策VI－2	脱炭素に向けた基盤整備	CO ₂ 削減量(千t-CO ₂)
区内最大級の事業者として、公共施設への再生可能エネルギー電力の導入・利用による創出、公用車のZEV化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による業務効率化に率先して取り組みます。	国・都・区の対策 区の施策IV-2 (p.68)に含む	区の独自の対策 —

取組み	取組みの内容	担当課
①再生可能エネルギー電力の導入	公共施設における再生可能エネルギー電力の導入・利用	環境・エネルギー施策推進課 公共施設マネジメント課
	環境に配慮した電力調達契約の実施	環境・エネルギー施策推進課
②公用車のZEV化	電気自動車等ZEVの導入	環境・エネルギー施策推進課 経理課
	FCEVの活用による普及啓発	環境・エネルギー施策推進課
	FCEVのカーシェアリング	環境・エネルギー施策推進課
	急速充電設備等、ZEVの充電インフラの導入	環境・エネルギー施策推進課 各施設所管課
③DXの推進	モバイル端末導入、各種手続きのオンライン化等によるペーパーレス化の推進	DX推進担当課

施策VI – 3

職員による環境配慮行動の推進

区役所の取組の担い手である職員の環境意識を高め、脱炭素化に向けた行動を推進していきます。

CO₂削減量 (千t-CO₂)

国・都・区の対策	区の独自の対策
事業者の取組み方針Ⅱ-1 (p.53) に含む	—

取組み	取組みの内容	担当課
①職員への意識啓発	環境に関する職員研修の効果的・効率的な実施	環境計画課 環境・エネルギー施策推進課 研修担当課
②職員の行動推進	環境マネジメントシステム「E COステップせたがや」の取組み推進	環境・エネルギー施策推進課各課
	「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する行動推進	環境保全課 清掃・リサイクル部事業課
	公共施設における積算電力計（例：スマートメーター）を活用したエネルギーの見える化の推進検討〔再掲〕	環境計画課 環境・エネルギー施策推進課 公共施設マネジメント課

進捗管理指標

指標	現状（2021年度）	2030年度の目標
区役所全体のエネルギーの削減（平成21年度比）	9.3%削減 (2020年度)	18.6%以上削減 ^(注1) (2023年度)
公共施設への再生可能エネルギー電力の導入率	17.60% (2020年度)	50.00%
公用車におけるZEVの導入割合	14.7% ^(注2) (2022年4月1日時点)	調整中

(注1) 2024年度を始期とする第6期世田谷区役所温暖化対策実行計画で、2024年度以降の目標値を設定する予定。

(注2) 特殊車両は除く。

第5章 計画の推進、進捗管理

5 – 1 計画の推進体制

区民・事業者と区が連携・協働・共創し、地域が一体となって地球温暖化対策を進めるため、以下の体制により計画を推進します。

(1) 区民・事業者・区の連携・協働・共創

区民は日常生活における取組みを、事業者は事業活動における取組みを進めます。

区は、区民・事業者の取組みを促進するため、本計画に挙げた区の取組み（施策）を通じて区民、事業者への情報提供等の支援を進めるとともに、区民・事業者と連携・協働・共創し、政策提案を受けながら、地域の活性化や地域課題の解決に役立つ環境、社会、経済の統合的な取組みを進めます。また、区内最大級の事業所として区役所による率先行動を実践します。

(2) 環境審議会

有識者及び区民委員等で構成する環境審議会に、温室効果ガス排出量や取組みの状況を適宜報告し、助言を得ながら取組みを進めます。

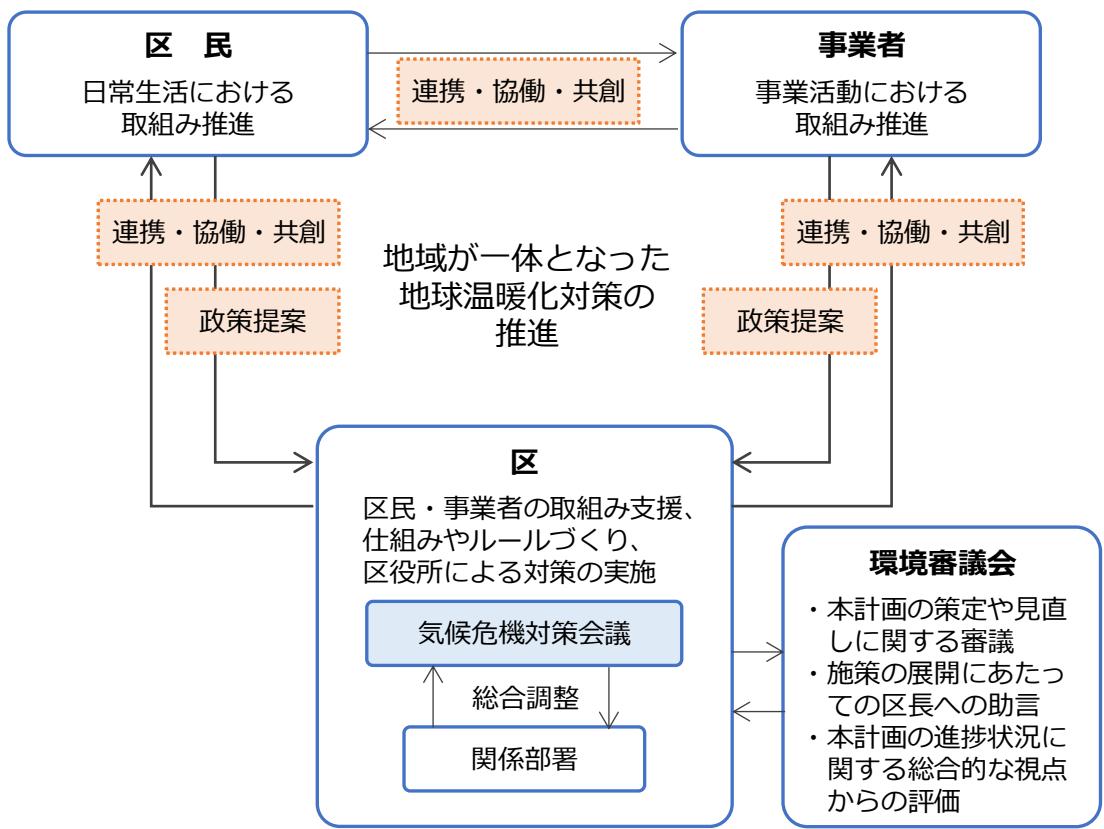
(3) 庁内の推進体制

本計画に基づく地球温暖化対策を区役所全体で推進していくため、「気候危機対策会議」等において庁内の総合調整を図り、全庁的に対策を進めます。

また、各所管部においては具体的な施策ごとに実行のための計画の作成等を行い、計画的かつ着実な実施に努めます。

(4) 他自治体等との連携

再生可能エネルギーの普及拡大に向けた「自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議」の開催、「自然エネルギー（電力）の自治体間連携」等を通じて、自治体間連携の取組みを進めます。



5 – 2 計画の進捗管理

目標の達成に向け、対策の主体である区民、事業者、区がそれぞれ実施状況を適切に把握しながら、計画の立案（Plan）、取組みの実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を継続していきます。

本計画全体の目標（総量削減目標、個別削減目標）については、「特別区の温室効果ガス排出量」（オール62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）により、温室効果ガス排出量等の推移を把握し、結果について公表するとともに、気候危機対策会議及び環境審議会に報告します。

(1) 区民・事業者の取組みの進捗管理

本計画の目標達成には、区民・事業者の継続的な取組みが不可欠です。

区民、事業者の取組みについては、区全体の温室効果ガス排出量やエネルギー使用量のほか、アンケート調査や省エネポイントアクション等の取組みを通じて区が収集、蓄積したデータについても、「見える化」を通じて区民、事業者へ還元することで、行動促進につなげていきます。また、より効果的なデータを収集するための手法（モニタリング等）についても研究を進めます。

(2) 区の取組み（施策）の進捗管理

区の各取組み（施策）については、施策の実績を適切に把握するために設定した進捗管理指標に基づき、実施状況を点検します。

さらに、点検結果と評価に応じて対策を検討し、取組み内容の継続的な改善を図ります。また、気候危機対策会議及び環境審議会に適宜報告します。

資料編

以降のページに
ついては調整中